

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	アイルランド下院の選挙制度—単記移譲式による比例代表制（PR-STV）の仕組みと機能—
他言語論題 Title in other language	The Electoral System of the Irish House of Representatives (Dáil Éireann)
著者 / 所属 Author(s)	大曲 薫 (Omagari, Kaoru) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 政治議会調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	823
刊行日 Issue Date	2019-08-20
ページ Pages	01-32
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	アイルランド下院の単記移譲式比例代表制（PR-STV）は、かつての日本の衆議院の中選挙区制と類似点が多い。この論文は、その歴史と仕組み、実際の機能と制度としての課題を分析する。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

アイルランド下院の選挙制度

—単記移譲式による比例代表制（PR-STV）の仕組みと機能—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 政治議会調査室主任 大曲 薫

目 次

はじめに

I アイルランド下院の選挙制度の歴史

- 1 「原初的」選挙制度と PR-STV
- 2 1922 年「自由国憲法」と PR-STV の採用
- 3 1937 年憲法と PR-STV の定着

II アイルランド下院の PR-STV の仕組み

- 1 PR-STV の概要
- 2 事例（1 人区に PR-STV を適用する場合 2011 年アイルランド大統領選挙）
- 3 事例（2016 年下院総選挙 リーシュ（Laois）選挙区の場合）
- 4 事例（2016 年下院総選挙 ロングフォード・ウェストミーズ（Longford-Westmeath）選挙区の場合）

III アイルランド下院の PR-STV の実際と課題

- 1 アイルランド下院の選挙結果（1948-2016 年）と PR-STV の特徴
- 2 PR-STV の選挙制度としての問題点

おわりに

キーワード：アイルランド下院、選挙制度、政党制、単記移譲式比例代表制

要 旨

- ① アメリカの政治学者であるハンチントン（Samuel P. Huntington）は、世界の民主化の波を3期に分類した。ハンチントンは、1828年から1926年にかけての西欧諸国を中心とする民主化を第1の波と呼び、この第1の波の時期に西欧諸国は、普通選挙制の時代にふさわしい選挙制度と政党制を整備していった。
- ② 日本は1925（大正14）年に衆議院議員選挙を単純小選挙区制から中選挙区制に改正したが、アイルランドもイギリスから独立し、普通選挙制に移行する過程で、1923年に単記移譲式による比例代表制（Proportional Representation by Single Transferable Vote: PR-STV）を採用した。
- ③ アイルランド下院のPR-STVは、選挙区の規模がかつての日本の衆議院の中選挙区制とほぼ同じで、単記制であること、地元志向の選挙運動など類似している点が多い。最大の相違点は、選挙人が候補者に1, 2, 3…と優先順位を付与して投票し、第1順位の候補者が一定の得票数に達して当選が確定したら、第2順位の候補者に票を移譲することなどによって、「死に票」を極力減らし、比例性を高めていることにある。
- ④ アイルランド下院のPR-STVは、第2次世界大戦後、2度にわたり単純小選挙区制に改正しようとする国民投票が実施されたが否決され、現在では改正の動きはない。アイルランド国民がPR-STVを支持する理由は、選挙区から多様な候補者を選択し、投票できるからだとされている。選挙制度の仕組みは複雑であるが、選挙人が投票し、自分の1票の行方を理解することは容易であり、無効票も生じてない。
- ⑤ 一方でPR-STVは、選挙人の投票行動が政党制のあり方まで規定するという側面を持つ選挙制度である。選挙人の投票の基準が候補者本位に傾きすぎ、政党の存在感が希薄になると、政党制と政権運営の安定性という点で課題が生じる可能性もある。
- ⑥ また、国の下院選挙でPR-STVを採用しているのはアイルランドとマルタだけであり、選挙制度の機能上も未解決の課題が存在する。選挙制度の研究者は、PR-STVの思想と機能を高く評価している。しかし、人口5千万人以上といった主要国の議会の選挙に適用可能な選挙制度であるかどうか、今後、更に研究を進める必要がある。

はじめに

1994（平成6）年の公職選挙法（昭和25年法律第100号）の改正⁽¹⁾によって日本の衆議院の選挙制度は、中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に移行した。中選挙区制⁽²⁾は、1選挙区の定数を3～5人とし、選挙人は1人の候補者を記名、候補者の得票の順位で当選を確定する選挙制度である。選挙区定数は2人以上、1人の候補者の氏名を記入すること、得票の多い順位で当選を決定することから、選挙制度の分類上は大選挙区単記非移譲式投票制（Single Non-Transferable Vote: SNTV）と呼ばれる。

帝国議会衆議院の選挙制度は、当初は単純小選挙区制（例外的な2人区は連記投票制）、次に大選挙区単記非移譲式投票制、再び単純小選挙区制（例外的な2人区、3人区は単記投票制）という変遷をたどり⁽³⁾、1925（大正14）年に中選挙区制（SNTV）となった。それ以降、第2次世界大戦直後の1946（昭和21）年4月の第22回衆議院総選挙だけは都道府県単位の大選挙区制限連記制⁽⁴⁾で実施したが、衆議院の中選挙区制（SNTV）は約70年間も継続した。現在でも地方議会選挙、参議院議員選挙の選挙区選挙の複数定数区は、選挙区の規模は様々であるが、この中選挙区制（SNTV）と同一原理の単記非移譲式投票制を採用している。

19世紀の半ばから20世紀前半にかけて西欧諸国では民主化が進展し、男性の普通選挙から始まり、男女普通選挙制が次々と実現していった。普通選挙制の普及に伴い、有権者の数は激増、議会の運営と選挙の組織化で政党の役割が大きくなり、各国では新しい民主化の時代に沿った選挙制度を模索する。日本の衆議院の中選挙区制（SNTV）もこうした世界的な潮流を受けて帝国議会内外で議論し、採用された選挙制度であるということが出来る⁽⁵⁾。

日本と同じ時期にアイルランドでも、イギリスから独立し、独自の議会を設置するという動きに合わせ、新しい選挙制度をどうするか議論を重ねた。アイルランド下院が採用した選挙制度は、日本の中選挙区制（SNTV）と選挙区の規模がほぼ同じという点で非常に類似し、制度思想も重なっている。しかし、アイルランド下院の選挙制度と日本の中選挙区制（SNTV）には決定的な相違がある。アイルランド下院の選挙制度は、選挙人が候補者に1, 2, 3…と順位を付与

* 本稿におけるインターネット最終アクセス日は、令和元年7月5日である。

(1) 公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）

(2) 「選挙区制は一区一名選出の場合を小、一区二名以上選出の場合を大選挙区制とよばれるが、日本の慣用では大の場合を二つに分け、府県以上を一区とする場合を大、府県をさらに数個に分ける場合を中選挙区とよんでいる」。柚正夫『日本選挙制度史—普通選挙法から公職選挙法まで—』九州大学出版会、1986、p.43.

(3) 同上、pp.13-25.

(4) 議員定数15人以上の都道府県は二つの選挙区に分ける大選挙区制であり、選挙人は、定数3人以下は1人、4～10人は2人、11人以上は3人の候補者を連記するというものであった。当時の堀切善次郎内相は制限連記制をとる理由として「大選挙区制をとる以上単記制は不合理で比例代表制がよい。その方法としては政党に投票する方法と単記移譲の方法と二つあるが、ともに現下の情勢では不適當である。定員全部を連記するときは過半数を制した党派がすべてを占めることになり、不合理である。連記を定員の一部に制限するとこの弊害はおこらない」と述べたという。同上、p.208. また、二井関成『選挙制度の沿革』（現代地方自治全集 9）ぎょうせい、1978、pp.167-169を参照のこと。

(5) 柚正夫によると、立法過程では革新倶楽部から府県単位の大選挙区比例代表制の熱心な主張があったが、国民も政党内部の者も比例代表制という選挙制度は周知されていないということで研究課題にとどまり、大小の選挙区制はそれぞれ長短があることから中選挙区制になったとしている。しかし、実情は、小選挙区制の下で絶対多数派であった経験を持つ政友会と比例代表制を望む少数派、革新派との妥協の産物であったと中選挙区制に至った経緯をまとめている。柚 同上、pp.83-86.

し、候補者が獲得した当選に必要な一定の得票数を上回る票と当選の見込みのない下位の候補者の票を選挙人が付与した次の順位の候補者に「移譲」することを繰り返して当選人を決定するという仕組みになっている点である⁽⁶⁾。

日本の中選挙区制（SNTV）では、2人を当選させる集票能力のある政党が定数3人の選挙区で2人の候補者を擁立した場合、1人の候補者に票が集中し、1人しか当選できなかったということがしばしば起きる。アイルランド下院の選挙制度では、選挙人が2人の候補者に1位、2位という順位を付与しておく、1人の当選が決まると、当選に必要な一定の得票数以上の票を次の順位の候補者に移譲するので、日本の中選挙区制（SNTV）のようなことが生じる確率は低い。このアイルランド下院の選挙制度を単記移譲式による比例代表制（Proportional Representation by Single Transferable Vote: PR-STV）と呼ぶ。

本稿は、まず、PR-STVと日本の中選挙区制（SNTV）を含め19世紀半ばから20世紀前半までの世界的な選挙制度改革の展開の方向性を跡付け、アイルランド下院におけるPR-STV導入の歴史的経過とその定着の過程を追う。次に、アイルランド下院のPR-STVの仕組みを説明し、最後に1948年以降の選挙結果からPR-STVの政治的機能と制度としての課題について分析する。

I アイルランド下院の選挙制度の歴史

1 「原初的」選挙制度とPR-STV

(1) 「原初的」選挙制度の構成要素

アメリカを代表する比較政治学研究者の一人であったハンチントン（Samuel P. Huntington）は近代的な民主主義制度の起源をアメリカ革命とフランス革命に求め、その理念が国家レベルで世界的に波及する時期を3期に分けた。第1期は1828年から1926年までで主にアメリカを含め西欧諸国を中心に生じた⁽⁷⁾。1832年のイギリスの第1次選挙法改正、1848年のフランス第二共和制に代表されるように19世紀半ばから西欧諸国では、選挙権拡大の動きが急速に広がり、こうした新しい有権者を組織化する政党の競争と協調の力学の中で選挙制度の見直しと整備が進む。

選挙研究はここ数十年間で長足の進歩を遂げたというのが、その一方で、選挙制度の設計と改革に関する研究と理論化は、近年ようやく深まってきたという状況である⁽⁸⁾。ここでは、そう

(6) 最初の普通選挙となった1928（昭和3）年の第16回総選挙後、齋藤實内閣は法制審議会を設けて選挙法改正を審議した。そこでは、中選挙区制を維持しながら政党別の得票数と当選者数を比例させようという議論があり、内務省提出資料はヘア・クラーク式投票移譲法を骨子とした比例代表法、斎藤隆夫提出資料は単記統合移譲式比例代表法を提案していたが、結局、審議会としての成案はまとまらなかった。二井 前掲注(4), pp.141-142. 内務省が資料として提出したヘア・クラーク式は、1907年からオーストラリアのタスマニア州下院選挙で実施されていたものであり、日本の中選挙区制（SNTV）は、制度設計当時から「移譲」という方法を加えることでPR-STVに移行できることが意識されていたと推測することもできる。後に述べるが、1893年にイギリス下院でもアイルランドに自治議会を設けるに当たって、まず中選挙区制（SNTV）を導入し、その上で「移譲」という方法を後に加えることにより、PR-STVに移行させることを想定していたとされる法案が提出されている。

(7) 民主化の第1の波の基準として、ハンチントンはサンシャイン（Jonathan Sunshine）に倣い、①成人男性の50%が投票権を持つこと、②内閣が議会の信任の下に存立する一元的な議院内閣制が存在すること、この二つを採用した。日本は第1の波の諸国に含まれるが、第1の波からの揺り戻しが生じて非民主化し、その後、第2の波（1943-62年）で再度民主化されたグループに入る。サミュエル P. ハンチントン（坪郷實ほか訳）『第三の波—20世紀後半の民主化—』三嶺書房、1995, pp.15-16.（原書名: Samuel P. Huntington, *The third wave: democratization in the late twentieth century*, 1991.）

(8) David M. Farrell, *Electoral Systems: A Comparative Introduction*, 2nd ed., Hampshire: Palgrave Macmillan, 2011, p.186.

した研究者の代表格の一人であるコロマー（Josep M. Colomer）の業績を中心に西欧諸国を中心とした選挙制度の展開過程を俯瞰し、PR-STVの歴史的な位置付けを試みる。

各国の選挙制度⁽⁹⁾の歴史と潮流を詳細なデータを用いて調査したコロマーは、現代世界の選挙制度と関連性を有する選挙制度の原型は、18世紀から19世紀前半の西欧諸国に普及していた選挙制度にあり、そこから単純小選挙区制で代表される多数代表制と比例代表制に代表される少数代表制、そしてその中間形態の選挙制度が発展してきたという。

コロマーによると、19世紀前半までの西欧諸国の国及び地方自治体の議会等の選挙制度は、①大選挙区制（2以上の定数）、②記名式投票（定数以下の完全又は制限連記制）、③相対多数又は絶対多数制⁽¹⁰⁾という三つの要素で構成されており、これを「原初的」選挙制度（‘originating’ electoral system）と呼ぶ⁽¹¹⁾。

現在の選挙制度の分類では、小選挙区制と相対多数又は絶対多数制の組合せ、大選挙区制と比例代表制の組合せが一般的であるが、「原初的」選挙制度の特徴は、大選挙区制と相対多数又は絶対多数制を組み合わせ、選挙人は定数以下の候補者に個々の候補者の人物を基準に投票することによって「候補者本位を基礎とし、同時に高度に多元的な代表」⁽¹²⁾を選出するように構築されていた点にある。また、投票の方法は、秘密投票ではなく⁽¹³⁾、挙手、発声又は記名投票が一般的であった。

(2) 選挙権の拡大と政党の組織化

この「原初的」選挙制度は、13世紀以降、イギリス地方議会の選挙のほか、ドイツ、スイス、イタリア、フランスの地方議会、15世紀にはフランスの聖職者、貴族及び平民が身分毎に集まって審議した身分制議会で用いられていた⁽¹⁴⁾。近代になっても例えばイギリスでは、地方議会では2人区が多く、下院の選挙では1867年の時点では4分の3の選挙区は2人区、その他は1人区か4人区であった。1885年には1割までに減少するが、最終的に複数区が存在しなくなるのは1950年選挙から⁽¹⁵⁾である。コロマーは19世紀から20世紀前半にかけて27か国の下院で

(9) 世界各国の選挙制度を分類し、解説した最新の資料として那須俊貴「諸外国の選挙制度—類型とその効果—（資料）」『レファレンス』809号、2018.6、pp.33-54。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11106296_po_080903.pdf?contentNo=1>がある。以下でも同資料を参考にした。また、政治議会調査室・課『諸外国の下院の選挙制度』（調査資料2015-1-c 基本情報シリーズ22）国立国会図書館調査及び立法考査局、2016。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9917795_po_201501c.pdf?contentNo=1>; 佐藤令「諸外国の選挙制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』721号、2011.8.25。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050467_po_0721.pdf?contentNo=1>; 三輪和宏「諸外国の下院の選挙制度（資料）」『レファレンス』671号、2006.12、pp.68-97。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999787_po_067106.pdf?contentNo=1>を参考にした。

(10) 相対多数制は plurality rule の訳であり、立候補者の中で「相対的に」多く得票した者を当選者とするルール。絶対多数制は majority rule の訳であり、有効投票総数の過半数の票を得票した者を当選者とするルール。

(11) Josep M. Colomer, “On the origins of electoral systems and political parties: The role of elections in multi-member districts,” *Electoral Studies*, Vol.26 No.2, June 2007, p.263.

(12) *ibid.*, p.264.

(13) 秘密投票制度は別名 Australian ballot と呼ばれるように1856年にオーストラリアで始まり、1870年ニュージーランド、1872年イギリス、1874年カナダ、1877年ベルギー、そして1888年にアメリカのいくつかの州に広まった比較的新しい投票方法である。*ibid.*, pp.268-269.

(14) そのほかにも17世紀、18世紀の北米のイギリス植民地の議会、19世紀初めまでのスペインの議会、アメリカ大陸のスペイン、ポルトガルの植民地でも用いられたという。*ibid.*, p.263.

(15) *ibid.*, p.264. 正確には、コロマーは、定数が2人の選挙区があったのは、1935年選挙までとしている。これは第2次世界大戦中の1945年7月の下院総選挙を除外しているためである。定数2人の選挙区を廃止したのは、1949年の人民代表法（Representation of Peoples Act 1949）の改正による。西平重喜『各国の選挙—変遷と実情—』木鐸社、2003、p.201.

この「原初的」選挙制度に近い制度が採用されていた事例を挙げ、また、アメリカ、イギリス、フランスなどの地方議会では現在でも広く採用されている選挙制度であるとしている⁽¹⁶⁾。

しかし、この「原初的」選挙制度は、政党が選挙運動の主体となることがなく、候補者本位の選挙、議員個人が厳格な党議拘束がなく活動する個人主義的な19世紀前半までの古典的議会を前提としていた。19世紀半ばに選挙権が拡大し、国民主権が実質化していくとともに、下院の信任の下に政府が政権を担当する一元的な議院内閣制の時代が到来すると、下院の多数派を獲得するため、選挙を組織化する政党がその存在感を増していく。イギリスの例でいうと19世紀半ば以降、①各選挙区選挙区組織（有権者登録促進の組織として発足したので「登録協会」と呼ぶ。）、政党の中央本部、院内政党の3者の組織化と有機的連携を整備することで有権者を動員し⁽¹⁷⁾、②議会運営では院内幹事長（Government Chief Whip）の制度を整備することで⁽¹⁸⁾、党議拘束が次第に厳格になっていく⁽¹⁹⁾、という過程をたどった。政党を基盤とする近代的議会政治の時代になると、「原初的」選挙制度は、現実の機能が大きく変化してしまうことになったのである。

「原初的」選挙制度の下で、政党の選挙区支部と中央本部が一体となって組織的に候補者の選定や選挙活動の調整をするようになると、選挙人の候補者本位の投票行動は減少し、政党組織が選挙マシンとなり、選挙人を動員する選挙運動が広がる。2人区で2人まで連記して投票できる選挙制度であったと仮定すると、「原初的」選挙制度は、選挙人が政党ではなく、候補者を基準に投票することを想定していたので、当選する2人が同一の政党に所属するケースは少なかった。「原初的」選挙制度は、「海図」のように「正確に」コミュニティの忠実な代表」（〔〕内は筆者補記。以下同じ。）⁽²⁰⁾を選出しようとする選挙制度であり、選挙人の投票行動には、異党派投票（split vote）が広く存在したからである。ところが、政党が2人の公認候補者を立てて選挙を戦い、政党の選挙マシンが選挙人を公認候補の2人を記名して投票するよう動員すると異党派投票の割合は急速に低下し⁽²¹⁾、特定の政党による選挙区議席の総取り（party sweep）という現象が頻発する⁽²²⁾。政党の組織化とともに進む「立法権力の内閣への集権化は、[イギリス]下院でのより凝集性の高い党派投票（party voting）に導き、こうして政党の調整と規律が増大した。この議会権力を基盤に国の指導者たちは、ほとんどの選挙区で政党の候補者を指名し、大選挙区では選挙人が一つの政党の候補者たちにまとめて（in bloc）投票するよう仕向けることができるようになったのである」⁽²³⁾。

(16) *ibid.*, pp.264-265.

(17) 円藤真一『政党の理論』勁草書房、1967、pp.81-87.

(18) 院内幹事長が政府の正式な役職になり、党の政治資金を取り仕切るようになったのは、1845年頃からだったという。Viscount Gladstone, “The Chief Whip in the British Parliament,” *American Political Science Review*, Vol.21 No.3, August 1927, p.522.

(19) イギリス下院の院内幹事による党議拘束をかけた表決（whipped divisions）は、1850年代に7割弱、1870年代に全体の9割に達した。Gary W. Cox, *The Efficient Secret: the Cabinet and the Development of Political Parties in Victorian England*, Cambridge: Cambridge University Press, 1987, p.24.

(20) Colomer, *op.cit.*(11), p.270.

(21) イギリスでは第1次（1832-1865年）、第2次（1868-1880年）、第3次（1885-1910年）選挙法改正の下での選挙で選挙人の政党志向が高まり、異党派投票の割合は、1818-1831年（21.9%）、1832-1865年（13.9%）、1868-1880年（4.8%）、1885-1910年（2.7%）と急激に低下している。Cox, *op.cit.*(19), p.105.

(22) 例えば、1948年までのオーストラリア上院は大選挙区で多数代表制をとっていたため、1党による議席の独占が頻繁に生じていた。大曲薫「オーストラリア上院の選挙制度と二院制」岡田信弘ほか編『憲法の基底と憲法論—高見勝利先生古稀記念—』信山社、2015、pp.1021-1024.

(23) Josep M. Colomer, “Western Europe: General Overview,” Josep M. Colomer, ed., *Handbook of Electoral System Choice*, Houndmills: Palgrave Macmillan, 2004, p.180.

このように、選挙権の拡大と政党の組織化の進展によって、選挙運動自体が変質し、政治的
代表の構成に大きな変動が生じた。そこから、コロマーは、時代の進展に逆行するのではなく、
政党の成長は不可避なものであり、その必要性を否定することはできないという前提の下で、
「原初的」選挙制度が想定していた政治的均衡を復元し、各政党の得失の差を最小にすること、
つまり「異なる集団を代表する社会の「海図」となる選挙の力をいくらかでも回復するため」⁽²⁴⁾、
各政党は 19 世紀から 20 世紀にかけて選挙制度改革に取り組むことになったという。

(3) 選挙制度改革の三つの選択肢（小選挙区制・制限連記制・比例代表制）

政党による議席独占を防ぐ第 1 の方法は、候補者本位と多数代表制という「原初的」選挙制
度の二つの要素を維持しつつ、大選挙区を分割し、定数 1 人の小選挙区制とすることである。
選挙区を支持基盤に合わせて細分化することにより⁽²⁵⁾、1 党の議席独占の可能性は低くなるか
らである⁽²⁶⁾。前述のようにイギリスでは 1885 年以降単純小選挙区制が大勢となり、アメリカ
でも 1793 年にバーモント州議会から広がり、1842 年には連邦議会下院が単純小選挙区制と
なった⁽²⁷⁾。小選挙区制でも 1871 年のドイツ、1875 年のフランスでは第 1 回投票で過半数の得
票者がいなかった場合は、一定の得票率のあった候補者又は上位 2 名のみを残し第 2 回の投票
を行う小選挙区 2 回投票制を採用した⁽²⁸⁾。この小選挙区 2 回投票制と同じ原理に基づくのが
1918 年にオーストラリア下院が採用した選択投票制 (Alternative Vote) である⁽²⁹⁾。これは後述す
るが、PR-STV を小選挙区制に適用した選挙制度である。

第 2 の方法は大選挙区制限連記制であり、「原初的」選挙制度から大選挙区制と多数代表制と
いう二つの要素を引き継ぎ、選挙区の定数はそのままにし、選挙人は定数よりも少ない候補者
に投票することで投票結果に均衡をもたらそうという選挙制度である。例えば、選挙人は 4 人
区で 3 人の候補者に投票し、相対多数制で当選を決定するという方法である。この方法だと少
なくとも選挙区で第 2 の有力政党は 1 議席を確保する可能性が高まる⁽³⁰⁾。ただし、最も有力な
政党に非常に高い得票能力があり、かつ各候補者の得票が均等になるように支持者の票を効果
的に割り当てることができるという条件が揃うと、議席を独占する可能性もある⁽³¹⁾。

大選挙区制限連記制は、日本でも前述のとおり第 2 次世界大戦直後の第 22 回衆議院総選挙

⁽²⁴⁾ Colomer, *op.cit.*(11), p.270.

⁽²⁵⁾ 全国に薄く広く支持を得ている政党は不利であるが、地域的に強い支持を受ける政党は、小選挙区制でも堅固な議席を相当数確保できる。イギリスでは保守党は南東部、労働党は北西部を堅固な地盤とし、どちらが多数派となるかはその中間地帯での勝敗に左右される。Colomer, *op.cit.*(23), p.182. なお、アメリカでも東西の沿岸部は民主党、内陸部は共和党の地盤となっており、2000 年代のアメリカの二大政党の議席数は得票率とほぼ比例するという現象が生じている。これは、際立った例外 (striking exception) とされている。Farrell, *op.cit.*(8), p.157.

⁽²⁶⁾ Josep M. Colomer, "The Strategy and History of Electoral System Choice," Colomer, ed., *op.cit.*(23), p.36.

⁽²⁷⁾ Colomer, *op.cit.*(11), p.270. そのほかにもデンマーク (1848 年)、スウェーデン (1866 年) の例がある。idem, *op.cit.*(23), pp.193-207.

⁽²⁸⁾ そのほか、スペイン (1846 年)、オランダ (1887 年)、スイス (1900 年)、ノルウェー (1906 年)、イタリア (1892 年) の例がある。Colomer, "Western Europe: General Overview," *ibid.*

⁽²⁹⁾ Colomer, *op.cit.*(26), p.38. オーストラリアの選挙制度については、大林啓吾・白水隆編著『世界の選挙制度』三省堂, 2018, pp.139-164. (山本健人執筆) を参照のこと。

⁽³⁰⁾ 4 人区の場合、3 人に投票できると 42.9%、2 人に投票できると 33.3%、1 人に投票できると 20% の得票を挙げると当選できる。Farrell, *op.cit.*(8), p.42. 制限連記制で当選に必要な得票数の割合は、(選挙人が持つ票数 / 選挙区の定数 + 選挙人が持つ票数) で算出することができる。Vernon Bogdanor, "Introduction," Vernon Bogdanor and David Butler, eds., *Democracy and Elections: Electoral Systems and Their Political Consequences*, Cambridge: Cambridge University Press, 1983, p.7.

⁽³¹⁾ Colomer, *op.cit.*(26), p.35.

はこの方法であったが、ほかでは1874、1880年のイギリス、1879年から1936年までのスペイン、1882、1886、1890年のイタリア、1884年から1895年までのポルトガルで用いられた実績がある⁽³²⁾。現在も採用している代表的事例としてはスペインの上院選挙を挙げることができる⁽³³⁾。

この方法で選挙人が投票する候補者の数を1人とする、日本で1994(平成6)年に改正されるまで衆議院の選挙で採用されていた中選挙区制(SNTV)となる。中選挙区制(SNTV)は、日本のほかではスペインで1869年から1876年までの6回の選挙で使用された例がある⁽³⁴⁾。また、実現はしなかったが、1893年8月にスミス(J. Parker Smith)がイギリス議会におけるアイルランド第2次自治法案の審議の際に、アイルランドの自治議会とアイルランドにおけるイギリス下院議員の選挙制度は単純小選挙区制ではなく、3人から5人を定数とする選挙区で選挙人は1人の候補者に投票するという修正案を提案した⁽³⁵⁾。コロマーは中選挙区制(SNTV)について「議席を2以上の政党に配分でき、実際に多元的で比例代表制に近い代表を生み出す」⁽³⁶⁾としている。

最後の第3の選択肢が比例代表制である。比例代表制は、「原初的」選挙制度から大選挙区制と投票方法の工夫次第で候補者本位の投票を維持できる点を受け継いでいる。比例代表制の研究は、アメリカ建国の際に連邦議会下院の議席の各州への比例配分のための「基数」(quota)の研究から発達した。人口又は有権者数を議員定数で除した商を各州に割り当てる単位とする基数方式を最初に提案したのは、アメリカ合衆国憲法の制定に大きな役割を果たし、初代財務長官でもあったハミルトン(Alexander Hamilton, 1755-1804)とされている。その後、基数方式は、70年後にイギリスの法律家のヘア(Thomas Hare, 1806-1892)が再発見、数学者で法律家でもあったドループ(Henry R. Droop, 1831-1884)が改良し、各政党の得票数を基数で除した整数部分を各政党の議席数として配分し、配分しきれなかった議席は剰余の票数を用いて配分する最大剰余法(largest remainders)が出来上がっていった⁽³⁷⁾。一方、欧州大陸諸国では、ベルギーの数学者ドント(Victor d'Hondt, 1841-1902)が各政党の名簿得票数を1, 2, 3...と順次に除して、その商の多い順に各政党に議席を割り当てるという最大平均法(highest average)を考案、各国に先駆けてベルギーは1899年に名簿式の比例代表制を採用した。その後、欧州大陸諸国の多くは、フィンランド(1906

⁽³²⁾ Colomer, *op.cit.*(23), pp.193-207.

⁽³³⁾ 那須俊貴「諸外国における上院議員の選出に係る較差(資料)」『レファレンス』796号, 2017.5, p.78. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10356067_po_079605.pdf?contentNo=1>

⁽³⁴⁾ 制限連記制は1793年にコンドルセ(Marquis de Condorcet)が、単記非移譲式投票制は1793年にサン＝ジュスト(Antoine-Louis-Leon de Saint-Just)がフランス革命の際の選挙制度改革案の検討の過程で考案したとされている。サン＝ジュストの提案は、定数341人の国民議会の選挙を全国1区で行い、選挙人は1票を1人の候補者に投票するというものであった。Colomer, *op.cit.*(26), pp.30-31. ボグダナー(Vernon Bogdanor)は中選挙区制(SNTV)を制限連記制の特別な事例(a special case)と位置付けている。Bogdanor, *op.cit.*(30) スペインについては、Colomer, *op.cit.*(23), p.205を参照のこと。

⁽³⁵⁾ ただし、スミスは、修正案では票の移譲には言及していないが、後に移譲に関する規定を追加するつもりであったのではないかと、ハート(Jenifer Hart)は推測している。修正案には148票の賛成票があったが、49票差で否決となった。Jenifer Hart, *Proportional Representation: Critics of the British Electoral System, 1820-1945*, Oxford: Clarendon Press, 1992, pp.136-137. また、19世紀半ばのイギリス議会の選挙法改正論議でも選挙区の定数を3人とし、投票は候補者1人だけとする提案があったことをミルが書き記している。J.S. ミル(関口正司訳)『代議制統治論』岩波書店, 2019, pp.127-128. (原書名: John Stuart Mill, *Considerations on Representative Government*, 1865.)

⁽³⁶⁾ Colomer, *op.cit.*(26) 一方で、アメリカの政治学者カツツ(Richard S. Katz)は、中選挙区制(SNTV)は、得票と議席の関係が偶然的であり、比例性は単純小選挙区制をやや上回る程度と評価している。Richard S. Katz, "The single Transferable Vote and Proportional Representation," Arend Lijphart and Bernord Grofman, eds., *Choosing an Electoral System: Issues and Alternatives*, New York: Praeger, 1984, p.136.

⁽³⁷⁾ Colomer, *ibid.*, pp.43-44.

年)、スウェーデン(1907年)と続き、1920年代までには名簿式比例代表制にほぼ移行した⁽³⁸⁾。

一方、名簿式比例代表制と並ぶもう一つの比例代表制の類型であるPR-STVは、デンマークの数学者で財務大臣を務めたアンドラエ(Carl George Andrae, 1812-1893)⁽³⁹⁾と前述のヘア⁽⁴⁰⁾が、相互に連絡なく各々独自に考案したとされている。PR-STVは、選挙人は政党ではなく、候補者に順位を付与して投票し、候補者が当選に必要な票数(基数)を上回った場合は、その票を次の順位の候補者に移譲することで、制限連記制と累積投票制⁽⁴¹⁾の欠点である議席独占のリスクを是正することができる制度として提唱されたものである⁽⁴²⁾。欧州大陸諸国でも、非拘束名簿式を採用し、選挙人は政党の候補者から選択して投票するフィンランドやデンマーク⁽⁴³⁾、選挙人が定数と同数の投票権を持ち他党の候補に異党派投票もできる自由名簿式のスイスやルクセンブルクの比例代表制は名簿式の原則を維持しながら選挙人の候補者選択の幅を大きく広げている⁽⁴⁴⁾。しかし、PR-STVは、選挙人がそもそも、政党ではなく、候補者に直接順位を付与して投票する選挙制度であり、選挙人の候補者選択の幅は政党の境界を容易に超える。その点で、政党国家を志向する欧州大陸諸国の名簿式比例代表制とは大きく異なり、イギリス及びアメリカのコミュニティの代表を選出する候補者本位の選挙制度という伝統を受け継いだ比例代表制の選挙制度と位置付けることができる。そのため、PR-STVは、国及び地方自治体の議会を含めてイギリスの影響を受けた諸国に普及し、アングロサクソンの比例代表制といわれることが多い⁽⁴⁵⁾。コロマーは、PR-STVについて、大選挙区制を採用すること、及び選挙人が候補者に直接投票すること、以上の2点で「原始的」選挙制度の思想により近い比例代表制の選挙制度であると評価した⁽⁴⁶⁾。

(38) 欧州大陸諸国は、大選挙区又は小選挙区2回投票制を経由して名簿式比例代表制に移行する国が多数であったという特徴がある。単純小選挙区制から名簿式比例代表制に移行したのはデンマーク、スウェーデン及びフィンランドの3か国のみである。Farrell, *op.cit.*(8), p.66.

(39) アンドラエは1855年のデンマークの連邦議会選挙でPR-STVを試みた。国政レベルでは初めての適用例とされている。背景にはドイツとのシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州をめぐる領土問題があった。Vernon Bogdanor, *The people and the party system: the referendum and electoral reform in British politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1981, p.105. また、ミル 前掲注(35), p.149には、1864年に公使館書記官がデンマークの経験をまとめてイギリス下院に報告書を提出、印刷されたとの記述がある。

(40) 一般的にはヘアが考案したとされているが、そもそもアイデアを提案したのはミッドランド州の学校長であったヒル(Thomas Wright Hill, 1763-1851)であった。*ibid.*

(41) 大選挙区で定数と同一の数の投票権を有権者に付与する制度。選挙人は複数の投票権を同一の候補者に累積して投票できる。1867年にロー(Robert Lowe)がスコットランド改革法案への修正案として3人区に採用する案を提出したが成立しなかった。*ibid.*, p.100. アメリカのイリノイ州議会で1869年から1980年まで用いられていたことでも有名である。Colomer, *op.cit.*(26)

(42) ヘアは、Thomas Hare, *Treatise on the Election of Representatives, Parliamentary and Municipal*, Longmans, 1959で制度の骨格を提示した。それによると①有権者は候補者に順位を付けて投票、②全国1区、③有効投票総数/下院定数=「当選基数」(ヘア基数)を算出、④当選基数を上回る票及び最下位の候補者を候補者リストから排除した票を優先順位にしたがって分配、これによって、候補者本位の選挙とし、政党の支援に関係なく、見識の高い人物が議席を獲得できるとした。Bogdanor, *ibid.*, p.106. ボグダナーは、その背景に「多数派が支配する権利があるというのが民主主義である。ただし、そのことは多数派だけの意見がとおるということではない。実際、意思決定をする前にすべての意見に耳を傾けるべきだというのが自由主義と民主主義の基本的前提である。このようにして真の討議と論議が可能になる。したがって、立法府は国民全体の鏡でなければならない」という議会観があったと指摘する。*idem*, p.108.

(43) デンマークの選挙制度の詳細は、安田隆子「デンマークの選挙制度」『レファレンス』769号, 2015.2, pp.29-42. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8969568_po_076902.pdf?contentNo=1>を参照のこと。

(44) Farrell, *op.cit.*(8), pp.86-88.

(45) *ibid.*, p.120.

(46) Colomer, *op.cit.*(11), p.271.

2 1922年「自由国憲法」とPR-STVの採用

(1) イギリスにおける選挙制度改革論議とPR-STV

イギリスの政治制度は、単純小選挙区制と二大政党制、下院の優位する二院制と下院に信任を有する強力な一元的議院内閣制を特色とする。また、カナダ、インドのように歴史的にイギリスの植民地や自治領であった国々は、選挙制度では単純小選挙区制を採用することが多い⁽⁴⁷⁾。アイルランドの政治制度も、下院優位の二院制と一元的議院内閣制⁽⁴⁸⁾、議会の審議は本会議中心で党議拘束が強く、与野党対決型であること⁽⁴⁹⁾などイギリスの政治制度の影響が非常に大きい。その中で、成文憲法と直接選挙の大統領の存在、違憲審査制、国民投票制と並び大きく異なるのは、下院の選挙制度がPR-STVであることにある。なぜ、このような相違が生じたのであろうか。

イギリスでは19世紀半ばの選挙制度改革の際には、単純小選挙区制への移行が進む中で、当初は累積投票制と制限連記制を中心に議論は進行し、制限連記制は1867年の第2次選挙法改正で12の3人区（選挙人は2票）、ロンドン市の4人区（同3票）に採用された。しかし、制限連記制は、政党の選挙区支部の整備を加速させることになり、その効果を発揮できず、グラスゴーやバーミンガムでは自由党が議席を独占した。一方で、リーズの選挙区では、自由党が票割に失敗、保守党の得票総数を上回るのに議席数では下回るという逆転現象も生じた⁽⁵⁰⁾。「累積投票と同じく制限連記制は、ヘアの単記移譲式投票制[PR-STV]の粗雑な先駆者に過ぎなかった。…中略…単記移譲式投票制[PR-STV]は少数代表制の粗野な制度よりも大変洗練されていたため、1880年代から選挙制度改革の決め手となり、制限連記制や累積投票制への支持は完全に無くなった」⁽⁵¹⁾とボグダナー（Vernon Bogdanor）は述べている。

PR-STVは、産業化と普通選挙制の進展で議会から知性と教養のある少数派の代表が一掃されることを危惧したミル（John Stuart Mill）も注目した⁽⁵²⁾。また、1884年にはPR-STVの導入を首唱する比例代表制協会（Proportional Representation Society）が結成された⁽⁵³⁾。しかし、イギリス本国で実現することはなく⁽⁵⁴⁾、オーストラリアのタスマニア州下院（1907年）、南アフリカ上院

(47) Farrell, *op.cit.*(8), p.13.

(48) 大統領を直接公選する点などを重くみてアイルランドを半大統領制に分類することもある。M. デュヴェルジェ（時本義昭訳）『フランス憲法史』みすず書房、1995、p.164。（原書名：Maurice Duverger, *Les constitutions de la France*, 13e éd., 1993.）

(49) Paul Mitchell, “Ireland: ‘O What a Tangled Web’,” Kaare Strøm et al., eds., *Delegation and Accountability in Parliamentary Democracies*, Oxford: Oxford University Press, 2003, p.419.

(50) Bogdanor, *op.cit.*(39), pp.101-104; Colomer, *op.cit.*(23) バーミンガムでは自由党が3議席を独占するため、選挙区組織が「投票すべき候補者を有権者に割り当ててその指示通り投票を確保」することに成功したという。円藤 前掲注(17), p.83.

(51) Bogdanor, *op.cit.*(39), p.104.

(52) *ibid.* ミルとPR-STVの関係については、「第7章 真の民主制と偽の民主制」ミル 前掲注(35)に詳しい。

(53) 現在の名称はElectoral Reform Society。歴史については同団体のウェブサイトに記述がある。“Our History.” Electoral Reform Society website <<https://www.electoral-reform.org.uk/who-we-are/our-history/>>

(54) イギリスでは、①1884-85年、②1910年、③1916-18年、④1931年にも選挙制度改革が議論された。特に③では、下院議長委員会の報告はPR-STVを都市選挙区で採用するとし、法案も提出された。最初の下院の表決では、保守党議員の多数が反対、自由党、労働党は賛成がやや多かったが反対と拮抗、アイルランド議会党は賛成という投票行動となり、8票差という僅差で否決になった。上院保守党議員は、社会主義勢力による単独政権が誕生することを防ぐため比例代表制を支持したが、下院では反対が多数であり、その後の表決でも8票差を逆転することはできなかった。Bogdanor, *op.cit.*(39), p.131. 自由党が比例代表制の支持に転じるのは二大政党の一角の地位を失った後の1922年のことである。*idem*, p.141. ボグダナーは、制限連記制や累積投票制がその目的を達成することに失敗したことが、比例代表制全体への批判的な見方を生み、PR-STVへのその後の議論に大きく影響を及ぼしたとしている。*idem*, p.104. 一方で、当時の保守党、自由党の二大政党の指導者たちは少数代表制を好まず、単純小選挙区制と二大政党制が生み出す強力な政府という仕組みを修正するつもりはなかったということも1884-85年の制限連記制の廃止の背景にあることを指摘している。*idem*, pp.111-114.

(1909年)などの植民地で実験的に導入が進んでいった⁽⁵⁵⁾。20世紀初めにイギリスの影響下にある国・地域において、単純小選挙区制に代わる選挙制度改革案としてはPR-STVしか残っていなかったという事情がまず存在していたのである⁽⁵⁶⁾。

(2) アイルランド独立と自由国憲法

一方、アイルランド側の事情に目を転じると、1914年にアイルランド第3次自治法が1911年の議会法(Parliament Act 1911)の規定により上院の反対を翻して成立、この法律はアイルランドに一定の自治を認め、独自の議会を設置するとし、その選挙制度に一部PR-STVを採用した⁽⁵⁷⁾。当時のアイルランドでは、もともとユニオニストのプロテスタントの人口が多い北部のアルスター地方だけではなく、南部でもプロテスタントの人々は全人口の9%程度を占めていた⁽⁵⁸⁾。PR-STVを採用したのは、単純小選挙区制を用いた選挙では、これまでのアイルランドにおけるイギリス下院の選挙結果からすると北部のアルスター地方を除き、ユニオニストのプロテスタントは政治的代表的な新しい議会に全く送り込むことができなくなるおそれがあったからである⁽⁵⁹⁾。しかし、この法律は、第1次世界大戦の勃発などの影響により発効することはなかった⁽⁶⁰⁾。

1916年4月ダブリンで独立と共和国化を求める蜂起があり、その後の指導者の処刑も含めて多数の犠牲者を出した(イースター蜂起)。この蜂起後に自治と独自議会の設置を求めてきたアイルランド議会党は凋落、1917年10月の党大会で独立を目指す綱領を採択したシン・フェイン(Sinn Féin。アイルランド語で「我々自身」)⁽⁶¹⁾が勢力を増し、そこに独立を志向する急進派も穏健派も合流し、アイルランド南部で圧倒的な支持を受けるようになる。

1918年12月のイギリス下院総選挙で圧倒的に勝利したシン・フェインは、1919年1月イギリス下院には登院せず、ダブリンで独自の第1次国民議会(アイルランド語でドイル=エーラン(Dáil Éireann))を設置、そこに大統領を長とする国民議会政府を設け、独立の共和国であることを宣言、ここにアイルランドとイギリスの独立戦争が勃発する⁽⁶²⁾。戦争は1921年7月に休戦、1921年12月に講和条約が成立する。この講和条約は、アイルランドに対して、「アイルランド自由国」としてカナダと同等の自治権を付与する内容であった。1922年6月16日アイルラン

⁽⁵⁵⁾ Cornelius O'Leary, *Irish Elections 1918-77: parties, voters, and proportional representation*, Dublin: Gill and Macmillan, 1979, p.5.

⁽⁵⁶⁾ 19世紀から20世紀にかけてのイギリスの選挙制度改革とPR-STVの関係については、甲斐祥子「イギリス選挙制度改革と単記移譲式比例代表制」『帝京国際文化』18号, 2005.2, pp.89-110を参照のこと。

⁽⁵⁷⁾ 1914年のアイルランド第3次自治法案は1912年に下院を通過し、上院の反対があったため、1911年に成立した議会法の規定に基づき、2年後に再可決して成立した。新しく設置するアイルランド下院(Irish House of Commons)の定数3人以上の選挙区、定数164人のうち31人をPR-STVで選出するとした。O'Leary, *op.cit.*(55), pp.5-6.

⁽⁵⁸⁾ アイルランド南部のプロテスタントは、人口は約9%と1割弱であったが、当時の実業界、専門職階級、土地所有階級で大きな影響力を持っていた。*ibid.*, p.14.

⁽⁵⁹⁾ *ibid.*, p.5.

⁽⁶⁰⁾ アイルランド議会党(Irish Parliamentary Party)は1918年11月に1914年自治法の実施を求めたが、イギリス政府は条件が整っていないとして拒否したという。小関隆『アイルランド革命1913-23—第一次世界大戦と二つの国家の誕生—』岩波書店, 2018, p.161.

⁽⁶¹⁾ 党大会では蜂起を指導したデ・ヴァレラ(Éamon de Valera)が総裁に、創設者のグリフィス(Arthur Griffith)は副総裁に回ったこともシン・フェインの急進化を物語っている。同上, p.148.

⁽⁶²⁾ 同上, pp.165-167.

ド自由国暫定政府は、自由国憲法草案を発表⁽⁶³⁾、9月から10月の審議を経て、1922年10月25日公布、12月6日に発効した。この憲法は、アイルランド自由国を二院制とし、首相は総督の任命ではなく、下院の指名と信任に依存するものとし、選挙制度は、制定過程でも特に議論はなく、男女平等の普通選挙とし、第26条で比例代表制であることを明記した。この憲法に基づき1923年に選挙法が制定となり、PR-STVの制度の詳細が定まることになる⁽⁶⁴⁾。

(3) アイルランド下院の選挙制度をPR-STVとした要因

アイルランドが、大きな異論もなく、憲法に比例代表制を規定し、PR-STVを採用するに当たっては、当時比例代表制協会の代表であり、国務大臣を務め、イギリス下院議員としても比例代表制の熱心な主唱者であったコートニー卿 (Leonard Henry Courtney, 1st Baron Courtney of Penwith)⁽⁶⁵⁾が1911年4月20日にダブリンを訪問してPR-STVを紹介、同協会の支部をアイルランドに設けることとなり、また、アイルランド自由国建国の立役者であり、シン・フェインの創設者でもあったグリフィス (Arthur Griffith) がPR-STVに共鳴、その会員になっていたこと、イースター蜂起の英雄の一人であり、1912年に労働党を創設したコノリー (James Connolly) もPR-STVに強い賛意を示していたことが大きく影響したと指摘されている⁽⁶⁶⁾。グリフィスは「比例代表制は少数派でもその力に応じて代表を出すことを保障する。それは民主的政府の下での一つの公正な選挙制度である。アイルランドの議会での「多数の専制」を防ぐことができる⁽⁶⁷⁾と述べたという。

また、PR-STVは、アイルランドにおいて1919年1月にスライゴ市議会 (Sligo Corporation) で実際に選挙を行い、プロテスタント、カソリックをバランスよく議員として選出し、選挙の執行も容易であったと、その実用性が証明済みであった⁽⁶⁸⁾。この選挙と対照的だったのが、単純小選挙区制で実施した1918年12月のアイルランドにおけるイギリス下院総選挙である。この選挙は、普通選挙制 (ただし、男性は21歳、女性は30歳以上) を規定した1918年の人民代表法 (Representation of the People Act 1918) に基づく初めての選挙であり、アイルランドでも有権者は701,475人から1,936,673人にまで増加した⁽⁶⁹⁾。この選挙で、シン・フェインは、7議席から73議席に激増、アイルランド議会党は68議席から6議席に激減し、ユニオニストは地盤の北部ア

⁽⁶³⁾ 講和条約第17条に1年以内の憲法制定を前提に自由国の正式発足が規定されている。起草委員長のコリンズ (Michael Collins) は、条約反対派も同意できる共和國的な憲法案を起草したが、イギリス政府から条約違反になると通告を受けた。同上、pp.242-243。自由国憲法は、アイルランド国民議会単独立法としてではなく、また、1937年憲法と異なり、国民投票というプロセスも経ることはなく、最終手続として12月5日のイギリス議会で批准、6日に国王ジョージ5世 (George V) の裁可を経て発効しており、イギリス政府の大きな影響の下に制定された。山本正『図説アイルランドの歴史』河出書房新社、2017、p.121。

⁽⁶⁴⁾ O'Leary, *op.cit.*(55), pp.13-16.

⁽⁶⁵⁾ 1832-1918年。The Times 論説記者、ユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドン教授、自由党下院議員、閣僚、副議長という経歴を持ち、イギリスにおける比例代表制推進運動の代表者の一人。Hart, *op.cit.*(35), p.72。もともとユニオニストであったコートニー卿は、アイルランド第3次自治法が成立する可能性が高くなってきた1911年初頭から、現実的な判断としてアイルランドにおけるナショナリストによる1党支配を避けるために、自治法で設けるアイルランド議会の選挙制度をPR-STVにするための活動を精力的に行った。ダブリン訪問は、PR-STVを規定した自治法成立に向けての環境づくりであった。*idem*, p.170。

⁽⁶⁶⁾ O'Leary, *op.cit.*(55), p.6.

⁽⁶⁷⁾ *ibid.*

⁽⁶⁸⁾ *ibid.*, pp.7-8; Hart, *op.cit.*(35), pp.200-201.

⁽⁶⁹⁾ O'Leary, *ibid.*, p.7.

ルスター地方で 18 議席から 26 議席に増加させた⁽⁷⁰⁾。この選挙結果からイギリス政府は、1919 年にアイルランド全域の地方自治体議会の選挙を PR-STV とし、第 4 次自治法ともいわれる 1920 年のアイルランド統治法 (Government of Ireland Act 1920) は、アルスター地方 6 州と南部 26 州を分離、両方に議会を置き、その選挙制度は PR-STV と規定し、独立戦争と並行してアイルランド全域の選挙を単純小選挙区制ではなく、PR-STV とするという戦後アイルランドの統治体制を準備していった。このようにイギリス政府は、意図をもって計画的に「水面下での和平交渉の模索と、その前提条件となる自治問題処理も始めていた」⁽⁷¹⁾という点も重要である。

その他の要因としてオリリー (Cornelius O'Leary) は、第 1 次世界大戦後の欧州諸国では憲法に選挙制度は比例代表制とするという規定を置くことが一般的であり、民主主義の必然的随伴物という認識が起草者にあったこと、グリフィスが講和条約調印に当たって南部ユニオニストに上院 (アイルランド語でセナド=エーラン (Seanad Éireann)) の代表枠の保証と下院の選挙制度は PR-STV とすることを約束していたこと、北部アルスター地方との統一を念頭に置いていたこと、以上 3 点を挙げている⁽⁷²⁾。

コロマーは、議会の有効政党数⁽⁷³⁾が 4.0 以内の場合、選挙制度改革の動きがあっても単純小選挙区制にとどまり、それを超えると比例代表制に移行する可能性が高いと分析している。イギリスの選挙制度改革が議論された 1918 年における有効政党数は 2.4 であり、これは改革が実現しなかった議論の行方を正確に反映している。一方、アイルランドの 1918 年の有効政党数は 1.7 であったにもかかわらず、1922 年に PR-STV に移行しており、コロマーの理論が当てはまらない事例になる⁽⁷⁴⁾。コロマーは論文でアイルランドの事例には言及していないが、アイルランドが自由国建国の際に選挙制度として PR-STV を採用したのは、イギリスのアイルランド統治の遺産という特殊な要因だけではなく、アイルランド革命を主導したグリフィスが 1911 年に行ったアイルランドに PR-STV をという約束を 1918 年 12 月の選挙でシン・フェインが圧倒的な多数党になった後も守ったこと、さらに、そのグリフィスが 1922 年 8 月に死亡した後も、自由国憲法制定に当たってシン・フェイン講和条約賛成派 (後の Fine Gael [ゲール人の家族]。英語名 United Ireland Party [統一アイルランド党]) は、グリフィスの思想を受け継ぎ、賛成派と激しく対立し内戦を戦ったシン・フェイン講和条約反対派 (後の Fianna Fáil [運命の戦士]。英語名 Republican Party [共和党]) も選挙制度ではグリフィスと思想を共有していたというように、シン・フェインの強い民主主義的志向という第 2 の要因があったというコークリー (John Coakley) の指摘⁽⁷⁵⁾が、このアイルランドの例外の背景を若干説明しているのではないと思われる。

(70) *ibid.* ただし、ボグダナーは、アイルランド議会党の得票がどの選挙区でも平均的であったため、得票に比較して著しく議席減となったこと、得票に比例させて議席を割り当てると 17 議席は確保できたと試算している。また、シン・フェインの議席には、25 の無投票での獲得議席が含まれている。Bogdanor, *op.cit.*(39), p.135.

(71) 上野格ほか編『アイルランド史』山川出版社, 2018, p.330.

(72) O'Leary, *op.cit.*(55), p.14.

(73) 選挙又は議会で「実質的に」競争又は議席を有している政党の数を一定の数式で算出したもの。①各政党の得票の百分率又は議席数の百分率を計算し、②各百分率を二乗、③②の総計を出し、④ 1 を総計③で除して値を求める。仮に A 党 (50%)、B 党 (20%)、C 党 (20%)、D 党 (10%) の議席率とすると $1 / (0.25 + 0.04 + 0.04 + 0.01) = 2.9$ となる。Michael Gallagher and Paul Mitchell, eds., *The Politics of Electoral Systems*, Oxford: Oxford University Press, 2005, pp.598-602 を参照のこと。

(74) Josep M. Colomer, "It's Parties That Choose Electoral Systems (or, Duverger's Laws Upside Down)," *Political Studies*, Vol.53 No.1, March 2005, pp.9-14.

(75) John Coakley, "Electoral Redistricting in Ireland," Lisa Handley and Bernard Grofman, *Redistricting in Comparative Perspective*, Oxford: Oxford University Press, 2008, pp.156-157.

3 1937年憲法とPR-STVの定着

(1) 1937年憲法とPR-STV

講和条約反対派の中心人物であったデ・ヴァレラ (Éamon de Valera) は、あくまでも自由国結成自体に反対して抵抗路線をとる条約反対急進派と袂を分かち、1926年5月に共和党を結成、現実的な共和主義独立派として国民の支持を集めた。共和党は、1932年2月の総選挙で勝利し、1937年にアイルランドは、共和党政権の下で、共和国という名称こそ用いなかったが、実質的な共和国化と独立⁽⁷⁶⁾を志向した新しい憲法を制定する⁽⁷⁷⁾。

この憲法は、国の象徴的存在として直接公選の大統領を設けるなどアイルランドの統治機構を大きく変化させるものであったが、下院の選挙制度については自由国憲法と同じく比例代表制とすると規定した。自由国憲法の規定の文言と異なるのは、新しい憲法が、下院議員の選挙制度はPR-STVであること(第16条第2節第5項)、各選挙区は定数3人以上でなければならないこと(同第6項)、選挙区の人口と下院議員の比率は可能な限り、全国一律であること(同第3項)を具体的に明記した点である⁽⁷⁸⁾。

共和党に対抗する統一アイルランド党の一部にはPR-STVへの反対論もくすぶっていたが、議会の審議は平穏なものであり、議論を呼ぶというものではなかった。統一アイルランド党の元法務大臣のコステロ(John A. Costello)が、PR-STVに反対ではないが、選挙制度を法律事項としないで憲法に明記する理由を問い質したのが目立った程度で、その質問に対して、首相のデ・ヴァレラは、選挙制度は非常に重要であって、政治的な駆け引きの道具としてはならないと答弁している⁽⁷⁹⁾。

デ・ヴァレラが、イギリス政府の政治的圧力を受けることなく自由に起草した憲法の第16条に、比例代表制というだけでなく、一步踏み込みPR-STVと明記したことは、この時点では彼が少なくともPR-STVは既にアイルランドに定着し、長所が短所を上回り、国民が自分たちの選挙制度として受け入れていると理解していたことを示している⁽⁸⁰⁾。一方でオリリーは、1937年の憲法にPR-STVを規定しないと反対派が結集し、憲法承認の国民投票に影響する危険性があり、デ・ヴァレラは他の重要な条項を選挙制度の議論よりも優先させたという見方があることも指摘している⁽⁸¹⁾。

新しい憲法への国民投票は、賛成685,105票(56.5%)、反対526,945票(43.5%)という結果となり、賛成多数で成立した。投票率は75.8%に達し、これによってアイルランドでは、新しい憲法の承認としてではあるが、PR-STVが初めて国民による承認を受けることになった。

(76) なお、アイルランドが完全な共和国となるのは1949年の「アイルランド共和国」の成立による。山本 前掲注(63), pp.141-142.

(77) 山田邦夫「アイルランドの憲法事情」『諸外国の憲法事情 2』(調査資料2002-2)国立国会図書館調査及び立法考査局, 2002, pp.123-159.

(78) 『各国憲法集(2)アイルランド憲法』(調査資料2011-1-b 基本情報シリーズ8)(調査は元山健龍谷大学教授(当事)に依頼)国立国会図書館調査及び立法考査局, 2012, p.40. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487278_po_201101b.pdf?contentNo=1> 1937年憲法は三権分立の統治機構を採用したが、上院は予算及び法案審査の面で下院よりも権限が弱く、上院議員の選挙は間接選挙であるため、民主的正当性が低い。しかも選挙制度が下院多数派と同一の会派構成となることが多い仕組みであるため、その時々の下院多数派の権力は非常に大きい。同, pp.17-19. この下院多数派の権力抑制の方法の一つとして、選挙制度の詳細を憲法で規定したとすることができる。選挙制度の類型を憲法に規定する例は、一院制を採用しているデンマークなど多くの事例がある。

(79) O'Leary, *op.cit.*(55), p.30.

(80) *ibid.*, p.31.

(81) *ibid.*, p.33.

(2) 1959年の国民投票

第2次世界大戦後、アイルランド下院では1948年の選挙から多党化が進行し、1948年及び1954年と共和党以外の諸政党が集結した連立政権が誕生するという不安定な政権運営が続いていた。共和党は1957年の下院総選挙で1944年の選挙以来久しぶりに単独過半数を獲得すると、デ・ヴァレラは、1958年10月の党大会で「議会に多数があるときに、この問題を国民に投げかけないのは背信行為、最終的には国民が決定者であり、速やかに国民に判断を仰ぐことが必要だ」⁽⁸²⁾と発言、PR-STVでは、単独政党で下院の過半数の議席を確保することが困難であり、政権安定のためには、単純小選挙区制を採用すべきだという姿勢に転じた。

野党第2党の労働党はすぐに明確な反対を表明したが、野党第1党の統一アイルランド党は、単純小選挙区制になると将来的には二大政党の一翼を担うことができるようになるかもしれないという思惑から判断の迷いが生じ、決定には党内調整が必要であった。統一アイルランド党には、①法案の原則を容認（又は実質容認だが外見上は反対の姿勢をとる）、②1人区でのPR-STVの適用（つまり選択投票制）に改正、③他党と一緒に反対、という選択肢があった。結局、将来的には共和党との二大政党制という展望がないわけではないが、単純小選挙区制に移行して最初の選挙では大幅に議席を減らし、野党第1党としての威信が低下してしまい、1932年から1948年のような党勢の長期低迷が再現するとして、③の全面反対に決定、現在の制度を検証し、報告する専門家委員会の設置を求めることになった⁽⁸³⁾。

アイルランド共和主義の歴史と成功を体現する政治家であり、長年首相を務めたデ・ヴァレラは、高齢と体調不良を理由に下院議員を引退し、1959年6月の大統領選挙に立候補する予定としており、この大統領選挙と憲法改正の国民投票⁽⁸⁴⁾を同日に実施することによって選挙制度を改正、共和党の権力基盤を盤石にするというのが彼と共和党の戦略であった。当時、共和党の組織力、動員力が圧倒的であることを前提とすると、状況的には相当有利であったという見方ができる。

憲法改正案は、①PR-STVの廃止、②単純小選挙区制の採用、③区割委員会の設置から成っており、1958年11月12日に政府により下院に提出され、与野党の激しい対立の中、1959年1月28日下院を通過した（賛成74、反対55）。アイルランドの上院は権限が弱く⁽⁸⁵⁾、議員の構成も与党多数であるため1937年以来下院を通過した法案を否決したことはなかったが、大学を代表する上院議員が専門家委員会を任命し、慎重に審議し、国民に新しい選挙制度を問うべきだと主張、3月19日に1票差で否決する（賛成28、反対29）。下院は憲法第23条第1項の規定に基づいて5月13日に再可決した（賛成75、反対56）が、議会の審議を経るにしたがってPR-STVを支援する動きが広がり、次第に世論は共和党に不利になっていった⁽⁸⁶⁾。

1959年6月18日の国民投票では、反対486,989票（51.78%）、賛成453,322票（48.22%）と

⁽⁸²⁾ *ibid.*, p.48.

⁽⁸³⁾ *ibid.* 反対の理由は①少数派の正当な権利を侵害、②アイルランドの民主的伝統に反する、③代表性がない議会と傲慢な政府をもたらす、④南北の統一をより困難にする、⑤国民は望んでいない、⑥現在国が抱える課題の解決を促すよりも困難にする、というものであった。*idem*, pp.50-51.

⁽⁸⁴⁾ アイルランドにおける憲法改正と国民投票制度については、井田敦彦「アイルランドにおける憲法改正の手続と事例」『レファレンス』816号、2019.1, pp.29-46. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11233895_po_081603.pdf?contentNo=1> を参照のこと。

⁽⁸⁵⁾ アイルランドの上院については、山田邦夫「アイルランドの上院改革論議と憲法改正国民投票」『レファレンス』766号、2014.11, pp.53-71. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8804409_po_076603.pdf?contentNo=1> を参照のこと。

⁽⁸⁶⁾ O'Leary, *op.cit.*(55), pp.40-56.

33,667 票差、3.5 ポイントという僅差で政府の改正案は否決となった。投票率は 58.4% であった。

(3) 1968 年の国民投票

共和党は、1959 年の国民投票の結果が僅差であったことから、選挙制度改革の可能性はあると判断⁽⁸⁷⁾、1965 年の下院選挙で過半数を獲得すると、1967 年に全政党で構成する憲法見直しのための委員会を設置した。しかし、同委員会は選挙制度で合意案を勧告することはできなかった。政党間の合意がない中で共和党政府は、単純小選挙区制の採用と選挙区の区割りの基準を緩和する憲法改正案をまとめ、1968 年 2 月 21 日に下院に提出した。9 年前と異なり、野党側は当初から一致団結して反対、政府側は説得力のある新しい論点を提示することもできず、前回と同じ議論を繰り返し、また下院の委員会段階で労働党が提案した選択投票制という修正案にも応じる姿勢を見せなかった。改正案は 7 月 3 日に下院（賛成 66、反対 56）、7 月 30 日に上院（賛成 25、反対 18）を通過したが、審議を経るに従って農村部を地盤とする共和党に有利な区割りをするための党利党略があるとの見方が議会内外に広がったため、1968 年 10 月 16 日に共和党政府に不利な情勢の中で憲法改正の国民投票が実施された。結果は、賛成 39%、反対 61% で共和党政権は完敗した⁽⁸⁸⁾。投票率は 65.8% と前回は 7.4 ポイントも上回った。この 2 回目の国民投票によって、「アイルランドにおける PR-STV の地位は、疑いもなく、格段に強化された」⁽⁸⁹⁾と評価されており、その後は PR-STV を単純小選挙区制に改正するという議論は出て来なくなった⁽⁹⁰⁾。

II アイルランド下院の PR-STV の仕組み

1 PR-STV の概要

PR-STV の仕組みは、複雑すぎて実際に投票する有権者は理解できないという批判がある。憲法改正のための 1959 年の国民投票をめぐる下院の議論でも共和党のリーマス（Seán Lemass）は「下院の半数、国の有権者の半数以下しか、投票用紙の第 3 優先順位がどう扱われるか知的な説明をできる人はいないだろう。この国の人々に理解できる選挙制度を与えた方がはるかによくはないだろうか」⁽⁹¹⁾と論じた。

一方、アイルランドの選挙制度の専門家は、確かに有権者が票の分配の詳細を理解するのは難しいが、投票する方法や 1 票がどのような効果を持つかを理解することは易しいという。選

⁽⁸⁷⁾ そうとでも解釈しないと一度否決されてから 9 年後に再挑戦するという共和党の判断を説明することはできない。David M. Farrell and Richard Sinnott, “The electoral system,” John Coakley and Michael Gallagher, eds., *Politics in the Republic of Ireland*, 6th ed., Oxon: Routledge, 2018, p.92.

⁽⁸⁸⁾ O’Leary, *op.cit.*(55), pp.66-69.

⁽⁸⁹⁾ Farrell and Sinnott, *op.cit.*(87)

⁽⁹⁰⁾ しかし、これでアイルランドにおける選挙制度改革の議論自体が終息したわけではない。1990 年代、2000 年代にも憲法の見直しの議論の中で選挙制度改革の議論は継続した。ただし、論点は PR-STV が下院議員の選挙区サービスを加熱させ、立法等の議会活動が疎かになっていることであった。選挙制度の代替的選択肢としてはしばしばドイツやニュージーランドの小選挙区比例代表併用制が取り上げられた。その後、2012 年に政府が設置した憲法見直し会議（無作為抽出の国民 66 人、上下院議員及び北アイルランド議会議員 33 人で構成）が、圧倒的多数（79%）で選挙制度改革に反対という結論に達し、この結果からアイルランド国民の中に PR-STV は十分に定着し、改正の動きは現在のところなくなっている。ibid., pp.103-104.

⁽⁹¹⁾ Richard Sinnott, “The rule of the electoral game,” John Coakley and Michael Gallagher, eds., *Politics in the Republic of Ireland*, 4th ed., Oxon: Routledge, 2005, p.110.

挙人は、アルファベット順に候補者を並べた投票用紙に1, 2, 3…と優先順位を付与して投票（1位だけでもよい）するだけでよいので、無効票はほぼ生じない。また、選挙制度の効果についても、1, 2, 3…と順位をつけるが、選挙人はあくまで1票を投票し（「単記」）、その1票に記載した優先順位に従って候補者に順次「移譲」し、一定の得票に達すると当選となるということ自体を理解することは難しくはない⁽⁹²⁾。「私はA候補に当選してもらいたい。しかし、A候補は当選するために十分な得票があり、自分の票を必要としないか、残念ながらA候補の得票が非常に少なく候補者リストから排除されることになってしまったら、私の1票はB候補に投票したことにしてもらいたい」という選挙制度だと理解するだけで十分だからである。

しかしながら、PR-STVは、優先順位に従って票を「移譲」する仕組みが非常に複雑であるため、制度の論理（logic）と仕組み（mechanics）を理解するとなると容易ではない⁽⁹³⁾。ここでは、主に住宅、計画及び地方政府省（Department of Housing, Planning & Local Government）の説明資料⁽⁹⁴⁾と1992年選挙法（Electoral Act 1992）に基づき、①選挙区の規模、②投票方法、③当選人決定の方法、の概要を説明する。

(1) 選挙区の規模

- ・全国40選挙区、定数3～5人。3人区14、4人区15、5人区11（2016年選挙。以下同じ）。
- ・定数158人⁽⁹⁵⁾。定数は議員1人当たり人口3万人～2万人。
- ・選挙区画定委員会⁽⁹⁶⁾を設置し、定数及び選挙区案を策定。委員会は国勢調査報告の公表後3か月以内に議長を経由し、上下院に提出⁽⁹⁷⁾。

(2) 投票方法

- ・投票用紙は所属政党とは関係なくアルファベット順に候補者が並び、有権者は候補者に1, 2, 3…と優先順位を付与。
- ・定数以内で任意の数の候補者を順位付け（第1順位のみ記載でも有効票となる）。

⁽⁹²⁾ Farrell and Sinnott, *op.cit.*(87), pp.92-94.

⁽⁹³⁾ アイルランド下院のPR-STVの研究としては、西平 前掲注(15), pp.71-76; 元山健「第6章 補説」『イギリス憲法の原理—サッチャーとブレアの時代の中で—』法律文化社, 1999がある。

⁽⁹⁴⁾ Department of Housing, Planning & Local Government, *A Guide to Ireland's PR-STV Voting System*, 2018.11. <https://www.housing.gov.ie/sites/default/files/publications/files/pr-stv_guide.pdf>

⁽⁹⁵⁾ 前下院議長は、解散前に引退を表明しない限り、選挙を経ずに自動的に当選者として扱うため、実際は157人。1992年選挙法第36条。

⁽⁹⁶⁾ 最高裁長官が指名する最高裁又は高裁判事、オンブズマン、環境大臣、上下院事務総長の5人で構成される（1997年選挙法（Electoral Act 1997）第7条）。アイルランド下院の区割りに関する議論は1922年から1959年までの超党派的な区割りの時期、1961年から1974年までの過度に党派的な区割りの時期、1980年以降の実質的に非政治的となった区割りの時期に分けることができる。特に1961年から政権与党に有利な区割りを行っているのではないかとゲリマンダー疑惑が大きな政治問題となったため（1974年法の区割り案（Electoral (Amendment) Act 1974）は法案提出者がタリー（James Tully）自治大臣であったことからタリマンダー（Tullymander）と呼ばれた事例が有名）、1979年から政府は区割り委員会を設置することを慣例化、1997年に法制化した。憲法の規定では区割りは12年に1度でよいことになっているが、可能な限り人口と下院議員の比率を全国一律にするという規定があり、原則5年に1回行われる国勢調査に合わせて見直しを行っている。また、1923年から3人区の比率が次第に増加し、1969年には42選挙区のうち26が3人区となっていたが、選挙区割り委員会を設置してから3人区は減少し、4人区及び5人区との均衡がとれるようになった。元山 前掲注(93), pp.226-227, 238-240; Coakley, *op.cit.*(75), pp.158-164; *idem*, *Reforming Political Institutions: Ireland in Comparative Perspective*, Dublin: Institute of Public Administration, 2013, pp.179-188.

⁽⁹⁷⁾ 1997年選挙法第9条第1項。2017年の選挙区割り委員会の勧告は、次の選挙は定数160人、選挙区は39とし、3人区9、4人区17、5人区13とすべきとした。また、選挙区間の格差は、3選挙区を除き1選挙区の議員1人当たりの平均人口（29,762人）の前後5%以内の範囲に収めたとしている。Constituency Commission Report 2017, Dublin: Stationery Office, pp.5, 11.

- ・投票用紙には 1965 年選挙から政党のロゴと候補者の写真を印刷。

(3) 当選人決定の方法

(i) 「当選基数」(The Quota)：1992 年選挙法（以下同様）第 120 条

- ・各選挙区の有効投票総数を定数+1 で除し、整数部分に 1 を加えて算出（ドループ基数）。
- ・具体的には 3 人区 25.0%+1 票、4 人区 20.0%+1 票、5 人区 16.7%+1 票に達すると当選。
- ・ドループ基数は当選の十分条件、基数に達せずに当選する事例は多い（(v) 参照）。

(ii) 当選基数を上回る票（超過票）の移譲：第 121 条

- ・当選基数に達した候補者は当選。第 1 回集計の第 1 順位票で当選基数に達した候補者がいるとその候補者は当選確定。
- ・第 2 回以降の集計は、当選確定者がいる場合、一般的にはその超過票を移譲。
- ・ただし、条件があり、超過票の移譲は以下のいずれかの要件を満たす場合に行う。
 - ①超過票全てを移譲した場合（以下同じ）、その時点で次に得票数の多い候補者が当選基数に達する可能性があること。
 - ②最下位候補者が次に得票の少ない候補者の票数以上になる可能性があること。
 - ③票のカウント対象として残っている候補者（continuing candidate）が、当選基数の 4 分の 1 を超える可能性のある票数であること（候補者の選挙運動費用償還又は（適用される場合は）供託金返還の資格を付与する基準票）⁽⁹⁸⁾。
- ・①から③の要件を満たさない場合は下位の候補者を候補者リストから排除（(iv) 参照）。

(iii) 超過票移譲の手続：第 121 条

- ・第 1 回集計は各候補者の第 1 順位票のみの集計であるため、当選基数に達した候補者の全ての票の「束の集合」(parcel) を精査し、第 2 順位の記載のある候補者ごとに票を区分けして「各候補者の束の集合」(sub-parcel) を計算。
- ・「各候補者の束の集合」の得票数に、超過票数を当選確定者の（次の順位の記載がある）移譲可能な得票数で除した比率を乗じ、各候補者に移譲する票数を決定（整数部分で移譲しきれない場合は小数点以下の数字の大きい順番に移譲）。次に、「各候補者の束の集合」に最後に上積みとなった束の上から順に確定数の票を取り出して移譲（papers last filed rule）⁽⁹⁹⁾。移譲する票には第「何回」集計の票かを明記⁽¹⁰⁰⁾。
- ・第 2 回集計以降に当選基数に達した候補者の超過票を移譲する場合は、その候補者の当選

⁽⁹⁸⁾ 無所属候補者は 500 ユーロの供託金を納付する必要がある（1992 年選挙法第 47 条（2007 年修正））。選挙運動費用償還制度は、1997 年選挙法第 21 条第 1 項(a)(ii)（1998 年修正）で規定。

⁽⁹⁹⁾ “Statutes 1992 No23, Electoral Act 1992 (92/23-01),” *Irish Current Law Statutes Annotated*, London: Sweet & Maxwell, p.23-22 は、1992 年選挙法第 121 条第 3 項の規定を便宜的にこのように呼ぶとした。

⁽¹⁰⁰⁾ 「各候補者の束の集合」から効果的に「ランダム」に移譲票を取り出すことを担保するため、1992 年選挙法第 114 条第 3 号は、選挙管理官に事前作業として票全体をよくかき混ぜることを義務付けている。この規定はどの選挙人が投票したか見分けることができないことを保障した 1872 年の投票に関する法律（Ballot Act of 1872）まで遡る重要な規定とされている。「ランダム」に移譲する票を取り出すとは、「各候補者の束の集合」に偏りがないように混ぜ合わされていることを前提に、その束の上から順番に取り出すという行為を意味している。移譲する票に「偏り」あるいは特定の傾向があると、その移譲票に記載されている次以降の順位の候補者への移譲の際に「偏り」が生じ、接戦の場合、最終結果に影響が出る可能性がある。John Coakley and Gerald Ó Néill, “Chance in Preferential Voting Systems: An Unacceptable Element in Irish Electoral Law?” *Economic and Social Review*, Vol.16 No.2, October 1984, p.4. しかし、6 万票もの投票用紙を包括的に混ぜ合わせるということはかなり困難であり、実際にできているかどうか、明確ではないという指摘もある。Michael Gallagher and A.R. Unwin, “Electoral Distortion under STV Random Sampling Procedures,” *British Journal of Political Science*, Vol.16 No.2, April 1986, p.246.

を決定づけた他の候補者から移譲された「各候補者の束の集合」のみを精査し (last sub-parcel rule)⁽¹⁰¹⁾、第1回集計と同一手続で超過票を次の順位の候補者に移譲。

- ・ 終盤の集計では、超過票の数よりも次の優先順位を記載した移譲可能な票数が少なくなる場合がある。この場合は、次の優先順位を記載した移譲可能な「各候補者の束の集合」はそのまま次の順位の候補者に移譲、超過票に含まれる移譲不能票は、どの候補者にも帰属しない、有効ではない票 (Non-transferable papers not effective) として処理。したがって、超過票の数よりも少ない票数を移譲することになる。

(iv) 下位候補者の候補者リストからの排除の決定と移譲：第 122 条

- ・ 超過票が存在しない場合、又は (ii) の超過票移譲の要件を満たさない場合は、下位の候補者を候補者リストから排除すると決定し、第2順位の記載のある候補者ごとに票を区分けして「各候補者の束の集合」を計算し、(iii) と同一の手続で移譲。
- ・ 一般的には最下位の候補者のみであるが、①下位の候補者が順次排除となることが明白な場合 (すなわち超過票がある場合は超過票と最下位から数人の票を合計してもその次の順位にある候補者の票数に達しない場合)、②下位の候補者をまとめて排除し、移譲してもその次の順位にある候補者が当選基数の4分の1を超える見込みがない場合、下位の候補者をまとめて排除すると決定し、集計作業を合理化。

(v) 議席の確定：第 124 条

- ・ 超過票等を移譲し、票のカウント対象として残っている候補者の数と残っている議席の数が同一になった時点で、当選基数を下回っていても残っている候補者の当選が確定。
- ・ カウント対象として残っている候補者の数が残っている議席よりも1人多い場合でも、残っている候補者の最下位候補者が、次に集計する超過票等を全て移譲しても逆転できない場合、又は選挙運動費用償還若しくは供託金返還の基準に達しない場合は、集計は終了、残っている候補者の上位者が当選確定。
- ・ 当選基数の50~60%の得票で当選する確率は50%を超える⁽¹⁰²⁾。

(vi) 補欠選挙：第 39 条第 2 号及び第 3 号

- ・ 解散以外の理由で欠員が生じた場合は、欠員が生じた選挙区で PR-STV での選挙を行う。1人の欠員の場合は1人区で行い、2人以上の欠員が生じた場合は欠員人数を同時に選挙する。

2 事例 (1 人区に PR-STV を適用する場合 2011 年アイルランド大統領選挙)

PR-STV の基本的な考え方は、有権者は「1票の移譲可能な票 (one transferable vote)」を持ち、①優先順位を付して (voter's preference for the candidates in order) 投票すること、そして、②優先選択 (a prior choice) した候補者が当選基数に達したか、又は優先選択した候補者の得票が少ないため (the deficiency in the number of the votes) 候補者リストから排除されてしまった (excluded from the list of candidates) 場合に、優先順位に従って次の順位の候補者にその1票を振り向ける⁽¹⁰³⁾ というものであった。

⁽¹⁰¹⁾ “Statutes 1992 No23, Electoral Act 1992 (92/23-01),” *op.cit.*⁽⁹⁹⁾ による 1992 年選挙法第 121 条第 7 項の規定の便宜的呼称。

⁽¹⁰²⁾ Michael Gallagher, “The Results Analysed: The Aftershocks Continue,” Michael Gallagher and Michael Marsh, eds., *How Ireland Voted 2016: The Election that Nobody Won*, Cham: Palgrave Macmillan, 2016, p.127.

⁽¹⁰³⁾ 1992 年選挙法第 37 条第 1 項及び第 2 項。

したがって、原理的には1人区でも適用できる制度であり、実際、アイルランドの下院は補欠選挙の場合は、1人区でPR-STVを適用している。PR-STVを大選挙区に適用すると当選基数を上回る超過票の移譲という要素が加わるため、ここではまず、「当選基数」の役割と票の「移譲」方法の基本を理解するため、1人区の場合を2011年のアイルランド大統領選挙の事例を用いて説明する。アイルランド憲法では、大統領はPR-STVで選出すると規定⁽¹⁰⁴⁾しているが、1人区に適用する場合は、選択投票制と呼び、多数代表制に分類するのが一般的である。

表1は2011年大統領選挙の開票プロセスを示した集計表である。2011年の大統領選挙は、7人が立候補した。

有効投票総数：1,771,762票。当選基数： $(1,771,762 \text{ 票} / (1+1)) + 1 = 885,882$ 票。

- ・第1回集計：各候補の第1順位票をみると当選基数に達する候補者はいない。
- ・第2回集計：スキャロンとデービスを候補者リストから排除すると決定し、次の優先順位の候補者に分配（デービスの票の全てをスキャロンに移譲しても99,877票でノリスを下回るため）。ここでも当選基数に達する候補者はいない。移譲不能非有効票は、移譲対象の票のうち次の優先順位を記入していない票。どの候補者にも帰属しないことになるので非有効となる。
- ・第3回集計：ノリスを排除すると決定し、その票を配分。ノリスとミッチェルを合わせると243,883票であり、マクギネスよりも少ない。しかし、ミッチェルがノリスの票全てを移譲されたとするとミッチェルは選挙運動費用償還の要件である当選基数の4分の1を超える票数（221,471票）となる可能性があるため、ノリスのみを排除。
- ・第4回集計：マクギネスとミッチェルを合わせて排除すると決定し、移譲（マクギネスがミッチェルの票を全て移譲されてもギャラハーの票に達せず、かつマクギネスは既に選挙運動費用償還の要件を満たしているため）。この第4回集計でヒギンズが当選基数に達し、当選が決定。

表1 2011年アイルランド大統領選挙

候補者名	第1回集計	第2回集計	第3回集計	第4回集計
		①⑦排除	⑥排除	④⑤排除
①デービス (Davis)	48,657	(-48,657)	-	-
②ギャラハー (Gallagher)	504,964	(+24,437) 529,401	(+18,972) 548,373	(+79,741) 628,114
③ヒギンズ (Higgins)	701,101	(+29,379) 730,480	(+62,648) 793,128	(+213,976) 1,007,104
④マクギネス (McGuinness)	243,030	(+9,581) 252,611	(+12,585) 265,196	(-265,196)
⑤ミッチェル (Mitchell)	113,321	(+14,036) 127,357	(+8,952) 136,309	(-136,309)
⑥ノリス (Norris)	109,469	(+7,057) 116,526	(-116,526)	-
⑦スキャロン (Scallan)	51,220	(-51,220)	-	-
移譲不能非有効票	-	(+15,387) 15,387	(+13,369) 28,756	(+107,788) 136,544

(注) 候補者の順番は投票用紙記載順（アルファベット順、太字は当選者。）

(出典) Department of Housing, Planning & Local Government, *Presidential Elections 1938-2018*, 2018, p.39.

⁽¹⁰⁴⁾ アイルランド憲法第12条第2項第3号。『各国憲法集(2) アイルランド憲法』前掲注⁽⁷⁸⁾, p.34.

3 事例（2016年下院総選挙 リーシュ（Laois）選挙区の場合）

次は2016年の下院総選挙で集計回数が最も少なかった3人区リーシュ選挙区の事例である。表2は、その開票プロセスを示した集計表である。ここでは、前述の事例にはなかった超過票の移譲が生じ、やや複雑になる。

有効投票総数：38,868票。当選基数： $(38,868 \text{ 票} / (3+1)) + 1 = 9,718 \text{ 票}$ 。

- ・第1回集計：共和党のフレミングが当選基数に達し当選。
- ・第2回集計：フレミングの超過票（3,908票）を移譲。フレミングの得票の第2順位を精査し、第2順位の「各候補者の束の集合」にする。次に「各候補者の束の集合」の第2順位票数にフレミングの超過票と移譲可能な票の比率を掛ける。これで第2回集計欄の各候補者への移譲の票数が確定（フラナガンの例でいうとフレミングの第2順位票には、フラナガンを第2順位とする票が3,236票。この3,236票に超過票3,908票を移譲可能な票数13,626票（仮定）で除した数字を掛けると928票の移譲票を算出⁽¹⁰⁵⁾）。各候補者は確定した票数まで「各候補者の束の集合」の上から移譲票を受領。第2回集計では当選基数を上回る候補者は出なかった。
- ・第3回集計：ムーアを候補者リストから排除すると決定し、移譲。その結果、スタンリーが当選基数に達し当選。また、スタンリーの超過票、コネル及びウィーランの得票を合わせても9,410票であるため、フラナガンの当選も確定。

表2 2016年2月26日の下院総選挙 リーシュ選挙区

候補者名	第1回集計	第2回集計	第3回集計
		③超過票	④排除
①コネル（Connell）（統一アイルランド党）	4,233	(+502) 4,735	(+405) 5,140
②フラナガン（Flanagan）（統一アイルランド党）	8,370	(+928) 9,298	(+227) 9,525
③フレミング（Fleming）（共和党）	13,626	(-3,908) 9,718	9,718
④ムーア（Moore）（緑の党）	1,541	(+620) 2,161	(-2,161)
⑤スタンリー（Stanley）（シン・フェイン）	8,242	(+1,320) 9,562	(+530) 10,092
⑥ウィーラン（Whelan）（労働党）	2,856	(+538) 3,394	(+502) 3,896
移譲不能非有効票	-	-	(+497) 497
総計	38,868	38,868	38,868

(注) 候補者の順番は投票用紙記載順（アルファベット順、太字は当選者。）

(出典) House of the Oireachtas Service, *32nd Dáil General Election, 26 February, Election Results*, 2016, p.39.

4 事例（2016年下院総選挙 ロングフォード・ウェストミーズ（Longford-Westmeath）選挙区の場合）

ここでは、2016年の選挙で大接戦となり、6日間と最も集計に日数を要した4人区のロングフォード・ウェストミーズ選挙区の事例⁽¹⁰⁶⁾を紹介する。表3が開票プロセスを示した集計表

⁽¹⁰⁵⁾ 詳細な集計表は公開されていないので、フラナガンが移譲を受けた928票から逆算。フレミングの得票13,626票には移譲不能票が含まれている可能性があり、実際の計算は異なる可能性がある。

⁽¹⁰⁶⁾ この事例については、“On the Campaign Trail,” Gallagher and Marsh, eds., *op.cit.*⁽¹⁰²⁾, pp.99-106に当選したバーク（Peter Burke）の手記が掲載されている。なお、再集計の可能性を含めると、最終結果が出るまでに数日、場合によっては数週間を要することもある。Farrell, *op.cit.*(8), p.133.

である。集計は 15 回に及び、再度の集計もたびたび生じ、最後まで予断を許さない結果となった。

日本の中選挙区制 (SNTV) の場合、第 1 回集計での第 1 位から第 4 位までが当選となるが、この事例では、第 1 回集計で第 5 位であったペンローズ (4,817 票) が、第 4 位であったホーガン (5,270 票) を第 15 回集計で逆転した。第 1 回集計で当選圏にあった候補者が集計の結果、落選となった事例は、2016 年選挙では 13 選挙区 (32.5%。3 人区 4、4 人区 5、5 人区 4) で生じた⁽¹⁰⁷⁾。

有効投票総数：55,246 票。当選基数： $(55,246 \text{ 票} / (4 + 1)) + 1 = 11,050 \text{ 票}$ 。

- ・ 第 1 回集計：トロイが当選基数に達し当選。
- ・ 第 2 回集計：トロイの超過票 603 票を移譲。603 票は下位候補者の順位に変動を与える可能性がある票数であるため、超過票の移譲を優先。ここでは当選者は出ない。
- ・ 第 3 回集計：最下位 (ジャクソン) と最下位から次の候補者 (ヒーリー) を候補者リストから排除する (ジャクソン (51 票) とヒーリー (132 票) を合算してもミラー (208 票) を下回るため) と決定。両者を第 1 順位とした票の第 2 順位の候補者に移譲。ここでも当選者は出ない。
- ・ 第 4 回集計：ミラー (230 票) とその次に得票の低いスミス (308 票) を合算するとわずかにパーカー (532 票) の得票を上回るため、ミラーのみを排除すると決定 (以下第 5 回から第 12 回集計まで、この方法で最下位候補者のみを排除すると決定し、票を移譲)。
- ・ 第 13 回集計：最下位候補のゲレットィ＝クインを排除すると決定。移譲の結果、無所属のモーランが当選基数に達し、当選。この時点で、バノンとペンローズが 16 票差と激戦となっており、モーランの超過票の行方が非常に重要になる。
- ・ 第 14 回集計：モーランの超過票 72 票を移譲。72 票がバノンとペンローズとの 16 票差を上回るため、順位の逆転が起きる可能性があるからである。モーランの当選を決定付けたのは、ゲレットィ＝クインから移譲を受けた 1,013 票。この 1,013 票が次の順位としてどの候補を記載しているかを精査し、「各候補者の束の集合」の票数を確定、この票数に超過票 72 票を 1,013 票のうち移譲可能な票数で除した比率をかけると各候補者への移譲票数が確定する。バノンが 10 票の移譲を受け 7,081 票、ペンローズが 32 票の移譲を受け 7,087 票となり、両候補者の順位は逆転。
- ・ 第 15 回集計：14 回集計の結果、最下位となったバノンを排除すると決定。集計の結果、バークが当選基数に達し、当選。またバノンに競り勝ったペンローズも当選基数には達しないが、候補者として残っているホーガンと 681 票の得票差があるため、バークの超過票 335 票の移譲手続をするまでもなく、当選が確定。

Ⅲ アイルランド下院の PR-STV の実際と課題

1 アイルランド下院の選挙結果 (1948-2016 年) と PR-STV の特徴

(1) PR-STV と比例性

一般に選挙人の投票が議席に正確に反映されるためには、選挙制度、選挙区の規模、投票方

⁽¹⁰⁷⁾ 西平 前掲注(15), p.76 は、1973 年選挙では 13 選挙区 (31.7%)、1982 年選挙では 13 選挙区 (31.0%) で逆転が生じており、「移譲制は効果を上げている」としている。

表3 2016年2月26日の下院総選挙 ロングフォード・ウェストミーズ選挙区

候補者名	第1回集計	第2回集計	第3回集計	第4回集計	第5回集計	第6回集計	第7回集計	第8回集計	第9回集計	第10回集計	第11回集計	第12回集計	第13回集計	第14回集計	第15回集計
①バノン (Bannon) (統一アイルランド党)	4,639	(+10)4,649	(+4)4,653	(+2)4,655	(+4)4,659	(+3)4,662	(+31)4,693	(+8)4,701	(+64)4,765	(+209)4,974	(+451)5,425	(+519)5,944	(+1,127)7,071	(+10)7,081	(-7,081)
②バーケ (Burke) (統一アイルランド党)	5,681	(+68)5,749	(+6)5,755	(+17)5,772	(+5)5,777	(+8)5,785	(+113)5,898	(+174)6,072	(+172)6,244	(+45)6,289	(+1,162)7,451	(+182)7,633	(+247)7,880	(+10)7,890	(+3,495)11,385
③ファガン (Fagan) (無所属)	897	(+23)920	(+14)934	(+17)951	(+13)964	(+58)1,022	(+30)1,052	(-1,052)	-	-	-	-	-	-	-
④ゲレットイ=クイン (Gerety-Quinn) (共和党)	3,943	(+221)4,164	(+4)4,168	(+9)4,177	(+10)4,187	(+9)4,196	(+71)4,267	(+31)4,298	(+73)4,371	(+333)4,704	(+61)4,765	(+1,153)5,918	(-5,918)	-	-
⑤ヒーリー (Healy) (アイルランド直轄民主主義)	132	132	(-132)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑥ホーガン (Hogan) (シン・フェイン)	5,270	(+36)5,306	(+34)5,340	(+29)5,369	(+32)5,401	(+200)5,601	(+26)5,627	(+151)5,778	(+125)5,903	(+129)6,032	(+71)6,103	(+533)6,636	(+730)7,366	(+20)7,386	(+438)7,824
⑦ジャクソン (Jackson) (無所属)	51	51	(-51)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑧メーガン (Magan) (緑の党)	1,102	(+7)1,109	(+11)1,120	(+12)1,132	(+23)1,155	(+78)1,233	(+26)1,259	(+134)1,393	(-1,393)	-	-	-	-	-	-
⑨マクファデン (McFadden) (統一アイルランド党)	2,836	(+8)2,844	(+4)2,848	(+10)2,858	(+11)2,869	(+5)2,874	(+33)2,907	(+10)2,917	(+76)2,993	(+34)3,027	(-3,027)	-	-	-	-
⑩マッカービー (McKervey) (カトリック民主主義)	654	(+4)658	(+6)664	(+8)672	(+4)676	(+10)686	(-686)	-	-	-	-	-	-	-	-
⑪ミラー (Miller) (無所属)	208	(+3)211	(+19)230	(-230)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑫モラン (Moran) (無所属)	7,586	(+74)7,660	(+14)7,674	(+42)7,716	(+19)7,735	(+105)7,840	(+122)7,962	(+174)8,136	(+207)8,343	(+145)8,488	(+758)9,246	(+863)10,109	(+1,013)11,122	(-72)11,050	11,050
⑬モーガン (Morgan) (無所属)	3,329	(+15)3,344	(+12)3,356	(+11)3,367	(+56)3,423	(+20)3,443	(+49)3,492	(+39)3,531	(+126)3,657	(+659)4,316	(+24)4,340	(-4,340)	-	-	-
⑭パーカー (Parker) (耐乏政策反対同盟及び 利潤より人民優先)	506	(+4)510	(+22)532	(+17)549	(+42)591	(-591)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑮ペンローズ (Penrose) (労働党)	4,817	(+119)4,936	(+7)4,943	(+32)4,975	(+6)4,981	(+29)5,010	(+24)5,034	(+146)5,180	(+318)5,498	(+139)5,637	(+399)6,036	(+319)6,355	(+700)7,055	(+32)7,087	(+1,418)8,505
⑯ゼクストン (Sexton) (無所属)	1,646	(+8)1,654	(+3)1,657	(+5)1,662	(+6)1,729	(+26)1,755	(+26)1,781	(+41)1,822	(+73)1,895	(-1,895)	-	-	-	-	-
⑰スミス (Smyth) (無所属)	296	(+3)299	(+9)308	(+4)312	(-312)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑱トロイ (Troy) (共和党)	11,653	(-603)11,050	11,050	11,050	11,050	11,050	11,050	11,050	11,050	11,050	11,050	11,050	11,050	11,050	11,050
移譲不能非有効票		(+14)14		(+15)29	(+20)49	(+40)89	(+135)224	(+144)368	(+159)527	(+202)729	(+101)830	(+771)1,601	(+2,101)3,702	3,702	(+1,730)5,432
総計	55,246	55,246	55,246	55,246	55,246	55,246	55,246	55,246	55,246	55,246	55,246	55,246	55,246	55,246	55,246

(注) 候補者の順番は投票用紙記載順 (アルファベット順、太字は当選者)。
(出典) House of the Oireachtas Service, 32nd Dail General Election, 26 February, Election Results, 2016, pp.42-43 を基に筆者作成。

法、議会の規模という四つの要素があるとされている⁽¹⁰⁸⁾。PR-STVは、選挙制度としては「公正さ（つまり比例性があること）を理由に支持を受け、得票の分布に非常に近似した議席配分をもたらす傾向にあることから、習慣的に比例代表制の一つと考えられてきた」⁽¹⁰⁹⁾が、名簿式比例代表制やマルタ、オーストラリア連邦議会上院のPR-STVと比較してアイルランド下院のPR-STVは選挙区が比較的小規模であること、投票方法でも政党色を薄めていることから、実際にどの程度、選挙人の投票を正確に各政党の議席に反映させる選挙制度であるのかが問題となる。

アイルランド下院の1948年から2016年までの実際の選挙結果をまとめると表4のとおりとなる。各政党の議席占有率から得票率を差し引いた数字を見ると⁽¹¹⁰⁾、2007年の選挙まで比較第1党であった共和党は、歴史的な大敗を喫した2011年の選挙は-5.4となっているものの、1948年から2016年の平均では+3.1と議席占有率が得票率を上回っている⁽¹¹¹⁾。

統一アイルランド党は、1948年から2016年の平均で+2.1となっている。1948年以降、共和党に対抗し、比較第2党の地位を維持してきたためである。2011年の選挙では、躍進して比較第1党となったため、+9.7と大きく増加した。このように二大政党は得票率を上回る議席率を確保してきたといえることができる。

政党の得票率が低い小政党の場合、議席占有率から得票率を差し引いた数値はマイナスになることが多い。1948年以降、比較第3党の地位にあった労働党は、1948年から2016年の平均で-0.04となっている。労働党よりも得票率の低い政党や無所属は若干の例外もあるがほぼマイナスになっており、1948年の共和主義党は-6.4、2007年のシン・フェインは-4.5となっている。近年、急速に得票率が増加しているその他（無所属23人、社会民主党3人）も2016年に-6.7となっている。

得票率と議席占有率の差は、単純小選挙区制であるイギリスやカナダなど多数代表制の選挙制度では大政党が勝利した選挙では+10を超えることが多い。全国での得票率が0.67%以上あった政党に議席を配分することになっているオランダは、名簿式比例代表制で最も比例性が高く、得票率と議席占有率との差は±1以内になっている⁽¹¹²⁾。アイルランド下院のPR-STVは、この両者の中間に位置し、選挙区の規模にもよるが一般の名簿式比例代表制と比較すると比例性は低いといえることができる⁽¹¹³⁾。

⁽¹⁰⁸⁾ Farrell, *op.cit.*(8), p.154.

⁽¹⁰⁹⁾ Katz, *op.cit.*(36), p.135.

⁽¹¹⁰⁾ ただし、選挙人は政党ではなく、候補者に投票するので「政党の得票の総計」というものが存在しないこと、第1順位票だけではなく、第2順位以下も獲得議席に影響することから、各政党の第1順位票の得票率と各政党の議席占有率を比較することで正確に比例性を見ることは本来的に困難であることに留意することが必要である。Farrell, *op.cit.*(8), p.155.

⁽¹¹¹⁾ 共和党は、下院で過半数の議席がなくても1987年の選挙まで連立政権を組まず、単独政権を組織した。そのため、共和党候補者は他の政党の候補者の票の移譲を受けることが少なかった。この方針の転換後、他党支持者の移譲票を受領する比率が高まり、得票に比較してより多くの議席を確保できるようになった。Michael Gallagher, "Ireland: The Discreet Charm of PR-STV," Gallagher and Mitchell, eds., *op.cit.*(73), p.522.

⁽¹¹²⁾ Farrell, *op.cit.*(8), pp.21, 35, 91.

⁽¹¹³⁾ Farrell and Sinnott, *op.cit.*(87), p.101. アイルランド下院の2007年及び2011年選挙を単純小選挙区制で実施したとすると、2007年選挙では、統一アイルランド党と労働党の議席が激減（各々51議席から21議席、20議席から7議席）し、共和党が激増（78議席から134議席）、2011年選挙では、共和党が激減（20議席から5議席）、統一アイルランド党が激増（76議席から119議席）するというシミュレーションがある。Coakley, *Reforming Political Institutions: Ireland in Comparative Perspective*, *op.cit.*(96), pp.160-161. このシミュレーションから、アイルランド下院の選挙に単純小選挙区制を用いた場合、イギリスなどよりも極端な政党間の議席のスウィング、得票率と議席占有率の乖離が生じる可能性があるといえるだろう。

表4 アイルランド下院における各政党等の得票率及び議席数等 (1948-2016年)

時政 期 区 分	年	共和党			統一アイルランド党			労働党			土地党			共和主義諸政党			その他			議席 数	得票・ 議席比 例指数 (注4)	議会有 効政党 数 (注4)
		得票率 %	議席数 (占有率%)	議席占 有率 得票率	得票率 %	議席数 (占有率%)	議席占 有率 得票率	得票率 %	議席数 (占有率%)	議席占 有率 得票率	得票率 %	議席数 (占有率%)	議席占 有率 得票率	得票率 %	議席数 (占有率%)	議席占 有率 得票率	得票率 %	議席数 (占有率%)	議席占 有率 得票率			
第1期	1948	41.9	68 (46.3)	(+4.4)	19.8	31 (21.1)	(+1.3)	8.7	14 (9.5)	(+0.8)	5.6	7 (4.8)	(-0.8)	13.2	10 (6.8)	(-6.4)	10.9	17 (11.6)	(+0.7)	147	5.59	3.66
	1951	46.3	69 (46.9)	(+0.6)	25.8	40 (27.2)	(+1.4)	11.4	16 (10.9)	(-0.5)	2.9	6 (4.1)	(+1.2)	4.1	2 (1.4)	(-2.7)	9.6	14 (9.5)	(-0.1)	147	2.60	3.26
	1954	43.4	65 (44.2)	(+0.8)	32.0	50 (34.0)	(+2.0)	12.1	19 (12.9)	(+0.8)	3.1	5 (3.4)	(+0.3)	3.9	3 (2.0)	(-1.9)	5.6	5 (3.4)	(-2.2)	147	2.55	3.01
	1957	48.3	78 (53.1)	(+4.8)	26.6	40 (27.2)	(+0.6)	9.1	12 (8.2)	(-0.9)	2.4	3 (2.0)	(-0.4)	7.0	5 (3.4)	(-3.6)	6.6	9 (6.1)	(-0.5)	147	4.40	2.72
	1961	43.8	70 (48.6)	(+4.8)	32.0	47 (32.6)	(+0.6)	11.6	16 (11.1)	(-0.5)	1.5	2 (1.4)	(-0.1)	4.2	1 (0.7)	(-3.5)	6.8	8 (5.6)	(-1.2)	144	4.46	2.78
第2期	1965	47.7	72 (50.0)	(+2.3)	34.1	47 (32.6)	(-1.5)	15.4	22 (15.3)	(-0.1)				0.8	1 (0.7)	(-0.1)	2.1	2 (1.4)	(-0.7)	144	2.17	2.61
	1969	45.7	75 (52.1)	(+6.4)	34.1	50 (34.7)	(+0.6)	17.0	18 (12.5)	(-4.5)				-	-	-	3.2	1 (0.7)	(-2.5)	144	5.38	2.46
	1973	46.2	69 (47.9)	(+1.7)	35.1	54 (37.5)	(+2.4)	13.7	19 (13.2)	(-0.5)				2.0	0 (0.0)	(-2.0)	3.0	2 (1.4)	(-1.6)	144	2.40	2.59
	1977	50.6	84 (56.8)	(+6.2)	30.5	43 (29.1)	(-1.4)	11.6	17 (11.5)	(-0.1)				1.8	0 (0.0)	(-1.8)	5.5	4 (2.7)	(-2.8)	148	4.91	2.36
	1981	45.3	78 (47.0)	(+1.7)	36.5	65 (39.2)	(+2.7)	9.9	15 (9.0)	(-0.9)				2.5	2 (1.2)	(-1.3)	5.9	6 (3.6)	(-2.3)	166	2.73	2.62
第3期	1982-1	47.3	81 (48.8)	(+1.5)	37.3	63 (38.0)	(+0.7)	9.1	15 (9.0)	(-0.1)				1.0	0 (0.0)	(-1.0)	5.3	7 (4.2)	(-1.1)	166	1.69	2.53
	1982-2	45.2	75 (45.2)	0	39.2	70 (42.2)	(+3.0)	9.4	16 (9.6)	(+0.2)				-	-	-	6.3	5 (3.0)	(-3.3)	166	2.74	2.52
	1987	44.1	81 (48.8)	(+4.7)	27.1	51 (30.7)	(+3.6)	6.4	12 (7.2)	(+0.8)				1.9	0 (0.0)	(-1.9)	0.4	0 (0.0)	(-0.4)	166	5.14	2.89
	1989	44.1	77 (46.4)	(+2.3)	29.3	55 (33.1)	(+3.8)	9.5	15 (9.0)	(-0.5)				1.2	0 (0.0)	(-1.2)	1.5	1 (0.6)	(-0.9)	166	3.85	2.94
	1992	39.1	68 (41.0)	(+1.9)	24.5	45 (27.1)	(+2.6)	19.3	33 (19.9)	(+0.6)				1.6	0 (0.0)	(-1.6)	1.4	1 (0.6)	(-0.8)	166	3.10	3.46
	1997	39.3	77 (46.4)	(+7.1)	27.9	54 (32.5)	(+4.6)	10.4	17 (10.2)	(-0.2)				2.6	1 (0.6)	(-2.0)	2.8	2 (1.2)	(-1.6)	166	6.55	3.00
	2002	41.5	81 (48.8)	(+7.3)	22.5	31 (18.7)	(-3.8)	10.8	21 (12.7)	(+1.9)				6.5	5 (3.0)	(-3.5)	3.8	6 (3.6)	(-0.2)	166	6.62	3.38
	2007	41.6	78 (47.0)	(+5.4)	27.3	51 (30.7)	(+3.4)	10.1	20 (12.0)	(+1.9)				6.9	4 (2.4)	(-4.5)	4.7	6 (3.6)	(-1.1)	166	5.85	3.03
	2011	17.4	20 (12.0)	(-5.4)	36.1	76 (45.8)	(+9.7)	19.4	37 (22.3)	(+2.9)				2.6	4 (2.4)	(-0.2)	1.8	0 (0.0)	(-1.8)	166	8.69	3.52
	2016	24.3	44 (27.8)	(+3.5)	25.5	50 (31.6)	(+6.1)	6.6	7 (4.4)	(-2.2)				3.9	6 (3.8)	(-0.1)	2.7	2 (1.3)	(-1.4)	158	5.62	4.93

(注1) 共和主義諸政党：シン・フェイン (Sinn Féin) (1954: 0.1%, 1957: 5.3%, 1961: 3.1%, 1973: 1.1%, 1977: 1.7%), 共和主義党 (Clann na Poblachta) (1948: 13.2%, 1951: 4.1%, 1954: 3.8%, 1957: 1.7%, 1961: 1.1%, 1965: 0.8%), アイルランドの統一 (Aontacht Éireann) (1973: 0.9%), アイルランド共和社会主義党 (Irish Republican Socialist party) (1977: 0.1%, 1982-1: 0.2%), Hブロック国民委員会 (National H-Block Committee) (1981: 2.5%) () 内の百分率は得票率、以下同じ。
(注2) 左翼諸党：左翼同盟 (United Left Alliance) (2011)、耐乏政策反対同盟及びリボリ (Anti-Austerity Alliance and People before Profit) (2016)
(注3) その他：国民労働党 (National Labour) (1948: 2.6%)、進歩的国民民主主義者 (National Progressive Democrats) (1961: 1.0%)、1981年からはシン・フェイン労働者党とその後継の労働者党を含む (1981: 1.7%, 1982-1: 2.3%, 1982-2: 3.3%, 1987: 3.8%, 1989: 5.0%, 1992: 0.7%, 1997: 0.4%, 2002: 0.2%, 2007: 0.1%, 2011: 0.1%, 2016: 0.1%)、民主的左翼 (Democratic Left) もここに含まれる (1992: 2.8%, 1997: 2.5%)。2016年選挙で3議席を獲得した社会民主党はここに含み、2016年選挙で無所属で当選した議員数は、4議席獲得した変化のための4人の無所属を含め23議席。
(注4) 得票・議席比例指数 (ギャラハー指数) 及び議席有効政党数は、ダブリン大学トリニティ・カレッジ政治学部 (Department of Political Science, Trinity College Dublin) のギャラハー教授の HP (Electoral systems website) 掲載の Election indices を用いた。
(出典) John Coakley and Michael Gallagher, eds., *Politics in the Republic of Ireland*, 6th ed., Oxon: Routledge, 2018, pp.375-376 を基に筆者作成。

各国の選挙制度の議席占有率と得票率との差を指数化したものとして、一般的に使用されているものにギャラハー指数 (Gallagher index)⁽¹¹⁴⁾がある。ギャラハー指数は、1~3 で比例性は高く、4~6 で中間程度、7 以上になると比例性が低いというのが一応の目安となる。アイルランド下院選挙について、1948 年から 2016 年までの同指数の推移を見ると、表 4 にあるように 1948 年から 1961 年まで (第 1 期)⁽¹¹⁵⁾比較的大きく、1965 年から 1982 年まで (第 2 期) は 1969 年と 1977 年を除くと非常に小さい。1987 年以降 (第 3 期) になると上昇傾向を示すという経路をたどる。同一の選挙制度でも、選挙人の政党志向が強まり、少数の政党に投票が集中する第 2 期は比例性が高まり、選挙人の既成政党離れにより小政党や無所属候補者に投票が分散する第 1 期、第 3 期は比例性が低くなるという関係性がある。また、選挙年によってギャラハー指数が大きく変化するのもアイルランド下院の PR-STV の特徴だといってよいだろう。ギャラハー指数の推移で見ると、第 2 期は名簿式比例代表制と同水準の比例性があり、第 1 期と第 3 期はイギリスなどの多数代表制よりは比例性は高いが、名簿式比例代表制の諸国と比較すると比例性は低いという評価になる。PR-STV の比例性は、選挙制度自体よりもその時々選挙人の投票行動を規定する複雑な要因によって変化することができる⁽¹¹⁶⁾。

(2) 政党制と政権運営の特徴

比例代表制は多党化と不安定な政権運営と結びつけて論じられることが多い。アイルランド下院の PR-STV は、政党制と政権運営にどのような影響を及ぼしてきたのであろうか。アイルランドの政党制は、共和党、統一アイルランド党、労働党の 2.5 政党制が成立した第 2 期を基準に考えると分かりやすい。議会において実質的に活動する政党の数を一定の基準で算出した有効政党数の推移 (表 4 参照) を見るとよく分かるが、第 1 期は第 2 次世界大戦後多党化した政党制が 2.5 政党制に収斂していく時期であり、第 2 期は 2.5 政党制が安定、第 3 期は 2.5 政党制が多党化していく時期と区分することができる。

アイルランド下院の PR-STV は、第 2 期には二大政党制に近づき、第 1 期と第 3 期は、多党化をもたらしたことから、選挙制度が独立変数として特定の政党制を形作るという論理は成り立たない。選挙人の政党への帰属意識の変化に応じて政党制の態様は大きく変化するというのが PR-STV の特徴だということができる。これまでアイルランド下院の PR-STV は穏健な多党制と結びつけて論じられることが多かったが、2016 年の選挙を契機に様々な誘因が重なるとデンマーク、フィンランド、スイスと同様の分極化した多党制をもたらす選挙制度であると評価されるようになってきている⁽¹¹⁷⁾。また、PR-STV は無所属候補者が立候補しやすく、当選しやすい制度とされており、1987 年以降は、多党化の進行とともに西欧諸国の中では突出して無所属議

⁽¹¹⁴⁾ 各政党の議席占有率と得票率の差を二乗し、その総計の 1/2 の数字の平方根を求め、得票数と議席数のかい離を指数化したもの。アイルランドの政治学者のギャラハー (Michael Gallagher) が提唱したのでギャラハー指数と呼ぶ。A 党 (得票率 50%、議席占有率 55%)、B 党 (得票率 30%、議席占有率 30%)、C 党 (得票率 20%、議席占有率 25%) と仮定し、ギャラハー指数を求めると、 $(5 \times 5 + 0 \times 0 + 5 \times 5) \times 1/2 = 25$ の平方根で 5 となる。Gallagher and Mitchell, eds., *op.cit.*(73), pp.602-605.

⁽¹¹⁵⁾ ここでの第 1 期、第 2 期、第 3 期の区分は、伝統的政党である共和党、統一アイルランド党、労働党 3 党を合わせた得票率が 90% を超えるかどうかを目安にした。第 2 期は 90% を超えているが、第 1 期及び第 3 期は下回っている。

⁽¹¹⁶⁾ カッツは、PR-STV でも政党志向の投票が強まると最大剰余式比例代表制と同じ比例性を持つこともあり得ると指摘している。Katz, *op.cit.*(36), p.140.

⁽¹¹⁷⁾ Gallagher, *op.cit.*(102), p.126.

員の比率が高くなっており、その評価をめぐって様々な議論が生じている⁽¹¹⁸⁾。

政権運営は、選挙制度の政党制に及ぼす効果に合わせて変化してきた。第1期では共和党以外の中小政党が連立政権を組織した1948年と1954年選挙後は不安定であったが、第2期になると伝統的政党である共和党と統一アイルランド党・労働党とが二つの政治ブロックを形成し、第1期に引き続き共和党が優位する中、交互に政権を担当し、比較的安定する。単独政党又は選挙前に連立を表明し、選挙を戦い、単独過半数を制した5例(1957年、1965年、1969年、1973年、1977年)の多くは、この時期に集中している。PR-STVという比例代表制の選挙制度でありながら、「1980年代まではアイルランドの政府の形成は、一般的にウェストミンスター型の一つの変種(a variant)とみられていた」⁽¹¹⁹⁾のもこの時期に二大政党制に最も接近したからである。しかし、第3期になると共和党又は統一アイルランド党を基軸とする多様な政党の連立政権の時代になり、選挙後の連立交渉で成立する政権(1989年、1992年、2002年、2007年、2011年)や下院で過半数の議席を持たない少数政権(1987年、1997年、2016年)が常態化し、特に2011年及び2016年の選挙を契機にアイルランドの政治制度は、ウェストミンスター型の一つの変種から比例代表制諸国の合意型に移行しつつあるという議論が有力になってきている⁽¹²⁰⁾。

(3) 地元志向の選挙運動と選挙区サービス

また、アイルランド下院のPR-STVは、日本の中選挙区制(SNTV)と同じく、複数の候補者が同一政党から立候補するため、政策では差別化が難しく、選挙区サービスを競う要因になっているのではないかという議論が1980年代以降のアイルランドでは強くなっている。

二大政党は、同一選挙区で2~3人の候補者を立てるため、「選挙での政党内競争は、PR-STVに本来的に備わっているもの」⁽¹²¹⁾といわれる。政党の候補者は、まず、自分の政党の支持者の第1順位票、次に浮動票の第1順位票、その次に他党の支持者の下位順位票を競う⁽¹²²⁾。そのため、選挙区内での地盤獲得競争(turf wars)も生じる⁽¹²³⁾。現職の下院議員が落選する場合、共和党は約56%、統一アイルランド党は37%が同一政党の候補者に敗北したという調査結果⁽¹²⁴⁾もある。また、親族から地盤を継承する世襲議員も多く、2016年選挙では全議席157(前議長の議席を除く。)のうち17人の当選者の父親が下院議員であった⁽¹²⁵⁾。

一方で同一政党の各候補者は、相互に競争相手ではあるが、票を移譲し合うという関係にもあり、PR-STVは、同一政党の各候補者が一つのチームとして行動することによって自分の票

⁽¹¹⁸⁾ Liam Weeks, "Independents and the Election: The Party Crashers," Gallagher and Marsh, eds., *op.cit.*(102), pp.207-226.

⁽¹¹⁹⁾ Michael Gallagher, "The Oireachtas," Coakley and Gallagher, eds., *op.cit.*(87), p.170.

⁽¹²⁰⁾ David M. Farrell and Jane Suiter, "The Election in Context," Gallagher and Marsh, eds., *op.cit.*(102), pp.286-288. 2016年2月26日の下院総選挙後、統一アイルランド党は70日かけて、無所属議員の協力を取りつけ、また、共和党と内閣不信任案には同調せず、予算の審議に協力するという政治協定を結び、ようやく組閣にこぎつけた。共和党との協定では、予算の審議過程の改革、野党提出法案の審議の促進など議会の役割を強化する項目も含まれており、今後、政府と議会の関係がどのように変化していくのかが注目される。Eoin O'Malley, "70 Days: Government Formation in 2016," Gallagher and Marsh, eds., *idem*, pp.269-270. なお、両党の協定の期限は2018年12月までであったが、1年延長された。

⁽¹²¹⁾ Gallagher, *op.cit.*(111), p.523.

⁽¹²²⁾ *ibid.*

⁽¹²³⁾ *ibid.*, p.527.

⁽¹²⁴⁾ *ibid.*, p.524.

⁽¹²⁵⁾ 現・元下院議員と何らかの親族関係にある議員は30人、全体の19%を占める。Gallagher, *op.cit.*(102), p.153.

の上積みを期待できるという仕組みでもある。ギャラハー (Michael Gallagher) はこの点が、日本の中選挙区制 (SNTV) の選挙運動とは大きく異なると指摘している⁽¹²⁶⁾。同一政党の候補者間の票の移譲率は、1980年代以前の共和党は80%以上に達していた。その後、移譲率は低下してきているが、2016年選挙でも55%近くあり、統一アイルランド党は60%近くある⁽¹²⁷⁾。PR-STVは、各候補者の地元サービスを促進する面と政党に所属する候補者として政党単位で行動するという両面をバランスさせる制度であるということもできる。

2 PR-STVの選挙制度としての問題点

(1) 非単調論理

PR-STVは、社会的選択論でいう非単調論理 (non-monotonic) が存在するという欠点が広く承認されている。これはアイルランド下院のPR-STVに特有の問題ではない。下位の候補者を集計過程で排除し、その票を移譲するというPR-STVの仕組み一般から生じる問題である。

単調論理とは、他の条件が同一であるとして、仮にある候補者の票が増加した場合、当該の増加票が当該候補者の不利にはならないという論理である。つまり、候補者Aが選挙で当選した場合、ある人々が選挙後に意見を変更し、Aの支持に回ることとし、その上で再選挙をしても必ずAが当選するという論理である。PR-STVは、この論理と反する事例を生じさせるというのが、非単調論理を用いたPR-STVへの批判である⁽¹²⁸⁾。イギリス労働党の選挙制度改革ワーキングチームは、1993年の報告書でPR-STVを採用できない理由として、この非単調論理を挙げた。報告書に助言した中心的研究者のデュメット (Michael Dummett) は、PR-STVはこれまでに工夫された選挙制度の中で単純小選挙区制に次いで最悪の制度だと述べたという⁽¹²⁹⁾。

しかし、このパラドックスは、1973年から再びPR-STVを自治議会⁽¹³⁰⁾で用いている北アイルランドの選挙管理委員長が、論文で過去22年間、北アイルランドの選挙で単調論理が損なわれた事例はなかったと述べている⁽¹³¹⁾ように、実務上は、あまり問題となっていない。PR-STVは混沌に近い状態を招くといったデュメットの発言は誇張であるとして、非単調論理は、争点ではないという意見が専門家の間では多い⁽¹³²⁾。

(2) 超過票の移譲方法から生じる「偶然性」

PR-STV一般ではないが、アイルランド下院が採用しているPR-STVの制度上の重大な課題は、当選基数に達した候補者の超過票の移譲方法にある。制度の説明の際に述べたように、アイルランド下院のPR-STVは、①当選基数を上回った超過票を次の順位の候補者に移譲する際、

⁽¹²⁶⁾ Gallagher, *op.cit.*(111), p.524.

⁽¹²⁷⁾ Gallagher, *op.cit.*(102), pp.146-147.

⁽¹²⁸⁾ Hannu Nurmi, "It' not just the lack of monotonicity," *Representation*, Vol.34 No.1, Winter 1996/97, p.48; Farrell, *op.cit.*(8), pp.149-150にわかりやすい具体例の説明がある。

⁽¹²⁹⁾ Farrell, *ibid.*, p.151.

⁽¹³⁰⁾ 北アイルランド自治議会は1920年のアイルランド統治法によりPR-STVを用いていた。しかし、北アイルランドのユニオニストは当初からPR-STVのアイルランドへの導入には反対であったため、1929年に単純小選挙区制に戻した。O'Leary, *op.cit.*(55), p.9。現在では北アイルランド自治議会のほかに欧州議会選挙、地方自治体議会選挙をPR-STVで行っている。北アイルランドにおける選挙制度については、大林・白水編著 前掲注(29), pp.27-53 (岩切大地執筆)を参照のこと。

⁽¹³¹⁾ Patrick Bradley, "STV and Monotonicity: A Hands-on Assessment," *Representation*, Vol.33 No.2, 1995, p.47.

⁽¹³²⁾ Gallagher, *op.cit.*(111), p.516.

当選基数を上回る集計回に受領した「各候補者の束の集合」のみを精査し (last sub-parcel rule)、次の順位の「各候補者の束の集合」に整理し、②最後に上積みとなった束の上の方から順に移譲確定数の票を取り出して移譲する (papers last filed rule) という、実は PR-STV の中で最も簡単な移譲方法を採用している。この方法は、選挙人が優先順位を付与した投票用紙にある全体の情報を正確に議席に反映せず、選挙結果に「偶然性」をもたらす可能性があるとされている。そして、この問題は、非単調論理と異なり、多くの専門家から無視できない欠点とされているのである⁽¹³³⁾。

いくつかの PR-STV の超過票の移譲の方法の具体例をモデル化してわかりやすく示すと以下のようなになる。

候補者 A の得票の構成を図のとおりであったと仮定する。当選基数は 5,000 票、第 1 回集計は A に対する第 1 順位票 3,500、第 2 回集計では第 1 回集計で当選した B の得票に次の順位を A とした票が 2,000 票あり、その 50% (超過票/移譲可能票) の 1,000 票の移譲を受けた。第 3 回集計では排除すると決定した C から次の順位を A とした 2,500 票の移譲を受けた。この第 3 回集計で A は当選基数の 5,000 票を超え、次にこの A の超過票 2,000 票をどの候補者にどのようにして移譲するかが問題となる。

図 候補者 A の得票の構成

第 3 回集計：C (候補者リストから排除) からの移譲票 (C 集合) ○2,500 票 ----- (2,500 票のうち) 2,000 票 (超過票) ----- (2,500 票のうち) 500 票
第 2 回集計：B (当選) の超過票からの移譲票 (B 集合) ○1,000 票 (2,000 票 × 0.5)
第 1 回集計：A の第 1 順位票 (A 集合) ○3,500 票

(出典) David M. Farrell and Ian McAllister, *The Australian Electoral System*, Sydney: University of New South Wales Press, 2006, p.96 の表を基に筆者作成。

アイルランド下院の PR-STV は、第 3 回集計の C 集合の 2,500 票についてのみ、次の順位の候補者を確認し、「各候補者の束の集合」を作り、その各々の票数に $2,000 / 2,500 = 0.8$ (2,500 票は全て移譲可能な票と仮定。以下同じ。) を乗じて各候補者の獲得票数を確定、「各候補者の束の集合」の最後に上積みになった束の上の方から順番に確定した票数を取り出し、超過票 2,000 票

⁽¹³³⁾ Coakley and Ó Néill, *op.cit.*(100), pp.14-17; Gallagher and Unwin, *op.cit.*(100), pp.252-253.

を移譲する。したがって、① A 集合の第 1 順位票 3,500 票と B 集合の移譲を受けた票 1,000 票に選挙人が記載した次の順位の候補者は移譲先の計算に全く反映せず、② C 集合の 2,500 票のうち 500 票は移譲先の計算には反映するが、実際には移譲されないため、この段階で選挙人が示した優先順位の役割は終了する。

II-4 の事例で取り上げた 2016 年選挙のロングフォード・ウェストミーズ選挙区は、このアイルランドの PR-STV の課題の具体例でもある。第 13 回集計でモーランが当選基数を上回り、この超過票 72 票の移譲がバノンとペンローズの運命を決める。第 13 回集計ではバノンが 16 票上回っていたが、第 14 回集計でモーランがゲレットィ＝クインから移譲を受けた 1,013 票の次の順位を確認し、超過票 72 票を移譲したところ、ペンローズが 6 票差で逆転し、当選を確実にしたのである。

この場合、両候補者の得票差は 6 票しかない。ここで、票の移譲先の計算で二つの疑問が生じる。①ゲレットィ＝クインが第 2 回集計でトロイから実際に移譲を受けた 221 票は、第 2 順位をゲレットィ＝クインと記載した票のごく一部に過ぎないこと、②第 14 回集計でモーランがゲレットィ＝クインから移譲を受けた 1,013 票以外の票を移譲先の計算に含めていたら結果は違っていたのではないかと、という 2 点である。これが、僅差の結果となった場合、アイルランド下院の PR-STV は選挙人の優先順位を正確に反映せず、選挙結果に「偶然性」をもたらすのではないかと批判を生むのである。

この疑問を解決する方法としては、① C 集合全ての票の次の順位を確認し、 $2,000/2,500 = 0.8$ の比重を付して移譲する方法（グレゴリー法：Gregory method）、② A 集合、B 集合（1,000 票の基となった 2,000 票）、C 集合の全ての票の次の順位を確認し、集合に関係なく一律に $2,000/8,000 = 0.25$ の比重を付して移譲する方法（包括グレゴリー法：Inclusive Gregory method）、③②と同じく、A、B 及び C 集合の全ての票の次の順位を確認し、A 集合と C 集合には $2,000/7,000 = 0.286$ の比重、B 集合には $2,000/7,000 \times 0.5 = 0.143$ の比重を付して移譲する方法（比重付与包括グレゴリー法：Weighted-inclusive Gregory method）がある⁽¹³⁴⁾。

①は北アイルランド議会選挙、アイルランド上院議員選挙（間接選挙）、タスマニア州議会下院議員選挙、オーストラリア首都特別地域議会下院議員選挙、②はオーストラリア連邦議会上院議員選挙、南オーストラリア州議会上院議員選挙、西オーストラリア州議会上院議員選挙（2005 年選挙まで）、ビクトリア州議会上院議員選挙、③は西オーストラリア州議会上院議員選挙（2008 年選挙から）、スコットランドの地方自治体選挙で実際に運用されている⁽¹³⁵⁾。しかし、どの方法も、特に②と③の方法は、手動計算では数か月に及ぶ確認作業を要し、議院内閣制を採る下院の選挙制度としては適さない。しかし、移譲方法に伴う選挙結果の「偶然性」は、アイ

⁽¹³⁴⁾ David M. Farrell and Ian McAllister, *The Australian Electoral System*, Sydney: University of New South Wales Press, 2006, pp.63-64, 94-100. グレゴリー（J.B. Gregory）は、メルボルンの数学者。1880 年にこの移譲法を考案した。①のグレゴリー式移譲制の解説は、西平 前掲注(15), pp.65-74 に詳しい。②の包括グレゴリー法については大曲 前掲注(22), pp.1031-1035 を参照のこと。

⁽¹³⁵⁾ Farrell and Sinnott, *op.cit.*(87), p.97; Farrell, *op.cit.*(8), p.137; “The Gregory Fractional Transfer.” Proportional Representation Society of Australia website <<http://www.prsa.org.au/gregoryj.htm>>; Harry C.J. Phillips, *Proportional Representation in Western Australia: Its Principles, History, Outcomes and Education*, Western Australian Electoral Commission, 2012, Appendix Two. 西オーストラリア州上院議員選挙は、2006 年に包括グレゴリー法から比重付与包括グレゴリー法に移行した（*idem*, p.84）。スコットランドの状況については John Curtice, “STV Goes Tartan: A Preliminary Analysis of its Use in the 2007 Scottish Local Elections,” *Representation*, Vol.43 No.3, 2007, pp.209-229 が詳しい。

ルランド下院の PR-STV の課題として選挙制度の研究者の間で共通認識のある問題であり、アイルランドでも電子投票及び電子開票を導入する際には、比重付与包括グレゴリー法を採用すべきだという意見は有力である⁽¹³⁶⁾。

そのほかにアイルランド下院の PR-STV の問題点としては、投票用紙に候補者が並ぶ順番をアルファベット順にしている現行方式は、最上位又は最下位に常に並ぶ候補者に不当に有利になっているのではないかと、定数 3~5 人という選挙区規模は PR-STV としては小さすぎるのではないかという点について、たびたび議論されている⁽¹³⁷⁾。

おわりに

選挙制度は、19 世紀後半から大きく分けてイギリスの単純小選挙区制に代表される多数代表制と欧州大陸諸国の名簿式比例代表制に代表される少数代表制が発展してきた⁽¹³⁸⁾。コロマーによると多数代表制も少数代表制も普通選挙制と政党の組織化が進展する中で、各国における政治勢力の均衡を図ることを目的として導入されてきたものであった。

多数代表制は、民意の集約と政権の安定、二大政党制による政権交代のある議会政治が実現する可能性が高いという長所がある。ただし、社会的少数派の代表が議席を確保することが困難であり、議会の構成が現代の多元化した社会や地域、集団の勢力分布を反映せず、その結果アジェンダの設定等が偏ってしまい、民意と議会の意思決定にかい離が生じてしまう危険性がある。

一方、欧州大陸諸国の名簿式比例代表制は、選挙区の規模や阻止条項の水準にもよるが、多元的な社会の縮図を議会に作り出し、そこでの審議によって意思決定をしていこうという選挙制度である。しかし、名簿式比例代表制は、政党単位の選挙制度であるため、政党幹部主導の名簿作成など中央集権的な運営となる場合が多く、自らの代表を選出するという選挙人の意識や選挙区と代表者との連結が弱くなってしまふ欠点がある。

日本の中選挙区制 (SNTV) と同一規模の選挙区で選挙人が候補者本位の単記の投票をし、その投票を「移譲」という仕組みを用いて比例代表制を実現し、選挙区とその代表者との強い連結を維持しながら、民意を正確に反映しないという多数代表制の欠点を是正しようというのがアイルランド下院の PR-STV である。その意味でアイルランドの PR-STV は、選挙区の規模はやや小さいが、選挙人の政党と候補者への投票傾向を均衡させようとする多次元的な比例代表制 (a multidimensional form of proportional representation) の方式であるということもできる⁽¹³⁹⁾。

PR-STV の下で、選挙人は支持する政党の候補者に優先順位を付与することができるだけでなく、支持政党以外の候補者に優先順位を付与することも自由にできる。選挙人は、政党本位で候補者を選択することもできるし、人物本位で投票先を決定することもできるという選択の幅の広さと柔軟さが PR-STV の最大の特徴である。その点では、PR-STV は、アメリカの連邦議会選挙の予備選挙、その一つの類型であるオープンプライマリ (open primary) やブランケッ

⁽¹³⁶⁾ Farrell and Sinnott, *op.cit.*(87), p.98.

⁽¹³⁷⁾ *ibid.*, p.104.

⁽¹³⁸⁾ コロマーのいう第 2 の選択肢である準比例代表制的な大選挙区制限連記制等は、国の選挙制度としては次第に衰退し、20 世紀後半からは、多数代表制と少数代表制の中間形態として小選挙区制と比例代表制を組み合わせた混合制が台頭してきた。Farrell, *op.cit.*(8), p.178; 那須 前掲注(9), pp.40-41.

⁽¹³⁹⁾ Coakley and Ó Néill, *op.cit.*(100), p.2.

トプライマリ (blanket primary)⁽¹⁴⁰⁾と本選挙を同時に行う選挙制度という面がある⁽¹⁴¹⁾。

やや古くなるが、選挙制度研究者を対象とした望ましい選挙制度についての2003-04年の調査では、第1位が小選挙区比例代表併用制で、PR-STVは第2位、第3位は非拘束名簿式比例代表制であった⁽¹⁴²⁾。既成政党への不信感が先進各国に広まる中で、選挙人が政党だけではなく、候補者も選択することができるという点、しかも比例代表制である点が高い評価につながっている⁽¹⁴³⁾。

しかしながら、2016年のアイルランド下院総選挙のように、政党不信が高まり、有権者の投票行動が候補者本位に傾き過ぎると、少数政権が常態化するだけではなく、無所属候補者が過剰な政治的影響力を持つという危険性をPR-STVは内包している。PR-STVは、現代の議会政治に不可欠な政党を媒介とした民意の集約と政権の安定性という点で、多数代表制とも名簿式比例代表制とも異なる課題があることは否定できない⁽¹⁴⁴⁾。この点を踏まえて、PR-STVは、人物本位の代表を重視する小規模な国や地方自治体の議会では効果的な選挙制度であるが、政党本位の選挙と議会運営が重視される大規模な国では適用が困難ではないかという評価がある。選挙制度研究の第一人者で国立アイルランド大学のファレル (David M. Farrell) 教授は、30の定数5人の選挙区で適用できる仕組みが130の定数5人の選挙区 (定数650人。現在のイギリス下院に相当) で適用できないわけがないと主張する一方で、これまでPR-STVを採用した選挙が少ないため、PR-STVを評価する十分なデータがないことは認めている⁽¹⁴⁵⁾。

近年、スコットランドやニュージーランドといったアングロサクソン諸国の地方自治体議会の選挙ではPR-STVが広がりを見せている⁽¹⁴⁶⁾。PR-STVが大規模国家の選挙制度として通用するかどうか、客観的に評価するためには、地方自治体議会の選挙も含めて選挙結果の分析を重ね、選挙制度としての課題を検証していく必要がある。

(おおまがり かおる)

⁽¹⁴⁰⁾ オープンプライマリは、予備選挙の際に、投票所で候補者名を記載してあるどの政党の投票用紙を用いてもよいという制度、ブランケットプライマリは全ての政党の候補者を記載した投票用紙を用いて投票する制度。Shaun Bowler et al., "The United States of America: Perpetual Campaigning in the Absence of Competition," Gallagher and Mitchell, eds., *op.cit.*(73), p.189.

⁽¹⁴¹⁾ Bogdanor, *op.cit.*(30), p.9.

⁽¹⁴²⁾ Farrell, *op.cit.*(8), p.193.

⁽¹⁴³⁾ 小選挙区比例代表併用制といった混合制や非拘束名簿式比例代表制も、選挙人の選好を正確に反映する代表制と選挙人の選択の幅を広げる制度を調和させようという試みであるという共通性を持っている。選挙制度の評価基準と長所・短所については、Gallagher and Mitchell, eds., *op.cit.*(73), pp.570-575に的確なまとめがある。

⁽¹⁴⁴⁾ Katz, *op.cit.*(36), p.143.

⁽¹⁴⁵⁾ Farrell, *op.cit.*(8), p.152.

⁽¹⁴⁶⁾ ニュージーランド内務省のウェブサイトによると、2019年には11の地方自治体議会選挙がPR-STVで実施される予定である。"STV - it's Simple To Vote." Department of Internal Affairs website <<http://www.stv.govt.nz/stv/index.htm>> なお、ニュージーランドでは、超過票等の移譲の方法として1969年にイギリスの数学者ミーク (Brian Meek) が提案したミーク法 (Meek's method) を用いている。ミーク法は、比重付与包括グレゴリー法よりもさらに複雑であり、候補者は当選基数に達した後も他の候補者の超過票等の移譲を受け続け、集計の度に非有効票を除いて当選基数を再計算、候補者は得票を当選基数相当の価値の比率 (keep values) で持ち続け、超過票が出た場合は、その超過票相当の価値の比率を乗じた票を次の優先順位の候補者に移譲するというものである。ミーク法は、各選挙人による優先順位の付与を可能な限り生かし、死に票の数を最小にするものであるという。STV Taskforce, *Choosing Electoral Systems in Local Government in New Zealand: A Resource Document*, Department of Internal Affairs, 2002, pp.15-16, 35-39. なお、ミーク法は、比重付与包括グレゴリー法とほぼ同じ原理だと考えてよいとされている。Farrell and McAllister, *op.cit.*(34), pp.95-96.